

平成29年第4回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成29年12月12日 午前10時00分 開会
午後 4時21分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	山岡晋
書記	吉留瞳		

6. 会議録署名議員 5番 松林謙司 6番 谷原一安

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	9	増田 順弘	一問一答	台風21号における被害状況と対策について	市 長 担当部長
				要望書様式の統一化について	市 長 担当部長
2	10	岡本 吉司	一問一答	公共施設の耐震化について	市 長 副市長 担当部長
				機構改革について	市 長 副市長 担当部長
				新年度予算編成について	市 長 副市長
3	5	松林 謙司	一問一答	広域避難所の耐震化の推進	市 長 担当部長
				大字兵家イトピア地区の新たな投票所開設	市 長 担当部長
				デマンド型交通導入に際しての利便性の確保	市 長 担当部長
4	6	谷原 一安	一問一答	道の駅かつらぎ建設に係わる住民監査請求の監査結果について	市 長 副市長 担当部長
				国民健康保険事業の県単位化と葛城市の取り組みについて	市 長 担当部長
				小中学校エアコン導入後の教室内の湿度管理とインフルエンザ予防対策について	教育長 担当部長
				子ども医療費の窓口支払いについて	市 長 担当部長
5	7	内野 悦子	一問一答	子育て支援について	市 長 担当部長
				合葬式墳墓・納骨堂について	市 長 担当部長
				がん対策について	市 長 教育長 担当部長
6	3	吉村 始	一問一答	尺土駅周辺の整備について	市 長 担当部長
				新町周辺スポーツゾーンの整備と運営について	市 長 教育長 担当部長

7	4	奥本 佳史	一問一答	公共バスの防犯対策活用について	市 長 教育長 担当部長
				プログラミング教育の展望について	市 長 教育長 担当部長
8	1	杉本 訓規	一問一答	給食センター進入路について	市 長 担当部長
				学童保育について	市 長 担当部長
9	1 2	藤井本 浩	一問一答	大人のラジオ体操普及について	教育長 担当部長
				学校給食について	市 長 教育長 担当部長

開 会 午前10時00分

吉村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る12月1日の通告期限までに通告されましたのは9名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、9名の議員全員が一問一答方式を選択されています。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、9番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

2点ございます。まず1点目、台風21号におけます被害状況とその対策につきましてお尋ねをいたします。2点目につきましては、今回、大字要望等の様式の統一化が図られました。その内容につきまして質問をさせていただきます。

なお、これより質問は質問席にてさせていただきます。よろしく願いいたします。

吉村議長 増田君。

増田議員 それでは、お願いいたします。

今年10月21日から22日にかけて、日本の南から北へと本土全体を横断いたしました台風21号につきましてでございます。本市におきましては、暴風よりも豪雨による被害が多く発生いたしました。中でも山間部から山麓地帯において被害が集中しておるとのご報告をいただいております。復旧のための補正予算の議案につきましても、11月10日の臨時会において、その内容につきましても説明をいただいたところでございます。復旧対策等、非常に忙しい中にもかかわらず、詳細な資料を作成していただきましたことに対しまして深く感謝を申し上げます。また、市長におかれましても11月3日に上京していただきまして、県選出の国会議員の方々に復旧対策への陳情等に出向いていただきましたことにつきまして、重ねて御礼を申し上げます。

そこで、改めてお尋ねをいたします。11月10日時点での報告でもありましたように、山間部において、山道が崩れるなどによりまして十分な調査に入れなかったというふうにご報告をいただきました。その後の調査におきまして、前回報告を受けました75カ所からふえておるのか、直近の被害状況につきましてお尋ねをいたします。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の安川でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまのご質問でございます。今年11月10日の臨時会の開会前におきましてご説明をさせていただきました台風21号の被害報告におきましては、市内全域で被害箇所数が、11月8日時点ではございますが、75件との報告をさせていただいております。それ以降、各部長より逐一経過報告を受けて取りまとめをしております、12月8日時点での状況におきましては被害箇所数が85カ所となっており、前回より10件ふえておる状況でございます。その内訳といたしまして、9カ大字で10カ所の災害箇所を追加しており、内容といたしまして、道路の法面崩落が2件、林道のブロック積み崩落が1件、農地の法面崩落が1件、山林崩壊が1件、ため池への土砂流入が1件、水路の法面崩壊が2件、お寺への土砂流入が1件、古墳の崩落が1件といったような状況でございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 更に10件ふえて85件というご報告でございます。前回の臨時会のところでも市長の方からもありましたように、山の方は危険ですので入らないでくださいねと、こういうふうなお話でございました。私もこの質問をするに当たって、若干山の方も見させていただきました。ふだん通れる道につきましても、川のようにえぐられておったというふうな状況、それから、遊歩道につきましては危険な状況で、遊歩道として機能してないと、こういうふうな箇所がたくさん見受けられたということでございます。また、複数の箇所で山林の斜面の崩落による土砂によって樹木が倒れておると、こういう非常に悲惨な山の中の状況であったということでございます。

21号台風につきましては、さきにも言いましたように、豪雨による被害が多かったということでございます。私も少しデータ的に調べさせていただきました。10月22日、24時間に降った雨の量です。これは葛城市の雨量でございますけれども256.5ミリと、こういう雨量であったということでございました。256.5ミリというのは、観測史上とよく言うんですけども、41年前にアメダス観測所ができて以来、過去最大の雨量であったと、こういう非常に記録的な雨が10月22日に降ったと、こういうことでございます。ちなみに、今年8月7日におきましても129.5ミリと、この41年間の6番目に多い降雨量を記録しておると。さらに、1時間に降った雨、これをゲリラ豪雨の一つの例えによく使われるんですけども、これもさかのぼること9月12日でございますけれども、75ミリを記録しております。これも41年間で過去最高の雨量であるということでございます。75ミリがどういったものやということでございますけれども、よく気象庁では例えで表現をされるらしいです。1時間の降雨量が50ミリから80ミリの場合の表現を、滝のように降る雨と、こういうふうに表示をされるらしいです。それほど非常に激しい雨という部類の降雨であると。こういったように、集中豪雨というのが今年に入りまして頻繁に発生するという傾向にあるのかなというふうに思います。このようなことから、これは冬場ですので、あすにまた豪雨があるというふうなことは、時期的な問題として夏場までの対策になるわけでございますけれども、早い時期に復旧対策を

望むところでございます。今後どのような作業、優先手順でどのぐらいの時期に復旧完了となるのかお尋ねをしたいというふうに思います。また、過去の台風等で本市の被害と比較して、今回の被害の程度、災害状況につきましてもあわせてお尋ねをいたします。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいま増田議員からのご質問でございますが、まず初めに、復旧の優先手順につきまして説明をさせていただきたいと思っております。今回10月に専決いたしました復旧工事といたしまして、被害をもたらした10月22日の台風21号につき、1週間後におきましては台風22号が近づく予報もございましたので、降雨により災害が拡大する見込みのある箇所や、また、二次災害につながり、生命や財産に対する危険が非常に高い箇所など、現状等を考慮し、特に緊急性が高い箇所として判断しているところを優先的にさせていただいたところでございます。

次に、応急対応といたしまして、順次着手すべき工事として、年度内完了を見込まなければいけない箇所につきましては、今回の12月補正予算の方に計上をさせていただいております。また、本格復旧として積算時等に時間を要する箇所等につきましては、新年度対応として今のところ考えている状況でございます。

次に、復旧の完了時期についてのご質問でございますが、先ほど申しました10月23日で専決いたしました工事につきましては、既に10月中に完了したのもございますし、また、10月から来年3月までの間に工事完了を予定しているものもございます。さらに、今回12月補正予算で計上させていただいております工事につきましては、年度内完了を見込んでおるところでございます。

それと、過去の災害との状況ということでございますが、まず、今回、台風に関しましてでございます。災害箇所数は85件ございますが、事業主体として、本市以外に県であったり民間等の対応がございますが、その中でも本市として二次災害を防ぐための緊急対応を、10月23日に葛城市一般会計補正予算の方で災害復旧として1億円の専決予算がございます。続いて、今回12月の方で提出させていただいております葛城市一般会計補正予算（第6号）の中におきましては、災害復旧費1億4,300万円を計上させていただいております。合計として2億4,300万円といった状況でございます。

なお、過去の状況と比較するに当たりまして、まず、近年では昭和57年8月1日の台風10号がございます。奈良地方気象台では8月1日の降水量が160ミリ、8月3日で155.5ミリと記録的な大雨が降ったことによりまして、県内各所で浸水や土砂災害が発生しております。この年度の旧両町における普通会計ベースでの災害復旧事業決算額は約3億4,100万円でございます。また、平成10年9月22日の台風7号でございますが、こちらの台風につきましては、最大瞬間風速59.5メートルを記録したように暴風による影響が大きく、旧両町の平成10年度の災害復旧事業決算額は約1億4,800万円でございます。いずれの台風もかなり以前の災害であり、被害状況や建設単価等も異なりますので、一概に比較できないところもございますが、今年度の先ほど申しました金額と比較いたしますと、昭和57年度比較では約9,800万円の減額、率にしまして40.4%の減、また、平成10年度の災害と比較いたしますと、

金額で約9,500万円の増額、率で39.1%の増といった状況になっておるところでございます。
以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 非常に近年においては大きな被害の台風であったと、こういうご報告でございました。復旧につきましても、年度内というのは平成29年度内というふうに認識させていただきますけれども、次期のそういう豪雨、台風シーズンまでに速やかな復旧を望むところでございます。

先ほどの説明の中で若干確認をさせていただきたいんですけども、11月10日、被害の報告書が手元でございますけれども、緊急の対応として専決予算が出ております。専決対象ということでこの報告書の中で丸印を打っていただいて、先ほど説明がございましたように優先順位をつけて専決処理をされると、こういうことでございます。対象となる箇所以外にも緊急を要する場所というのが非常にたくさんあるように私は感じました。年度内にするというところでございますので、あえて緊急を要するというところで若干お尋ねをしたいというふうに思います。

中でも太田川上流の堰堤でございます。この堰堤を私も見に行きましたけれども、普通の堰堤であれば、砂防ダムとして土砂の流れないように食い止めるといって、そういう砂防ダムというふうな認識がございましたけれども、太田川上流の堰堤につきましては、口をあけて適量の土砂も下流に流れるような透水型というんですか、私は専門家ではないのでわかりません。若干今のスタイルなのかよくわからないんですけど、また担当の方にご説明いただけたらと思います。そういう堰堤を上流に設置していただけてます。比較的新しい堰堤でございますけど、それからの下流域への土砂の堆積ということが当然、水とともに流れ出るということでございます。

太田川につきましては、県の管理のもとに、太田から中戸、弁之庄、それから疋田、尺土と流れる河川でございますけれども、下流域の住宅地帯におきましては、先ほど申し上げました集中豪雨のたびに浸水であったり道路冠水であったり、そういう心配をされておる河川でございます。特に今年は8月1日、7月4日、9月12日といずれも10分間に降った雨の量というのも記録的なものがございました。そのたびに河川の水位が非常に上昇して、土のう等の対策も行われておったと、こういう状況でございました。今回の台風によりまして、太田川流域におきましては、至るところで土砂の異常な堆積が見受けられます。この状態であれば、本来の川の持つ水を流す許容量は著しく低下をしておると、こういう現状でございます。若干、緊急として中戸の平坦部といいますか、山から下ってきたところの対策につきましては、先日から対策を講じていただいておりますというふうに伺っておりますけれども、このような状況の中で河川の土砂堆積も緊急を要するというところで、しっかりとした対策をとっていただく必要があるのかなと。これはどこまでといいますか、これからずっと下流までとか、現状、川底がどの辺まで上昇しておるかということもしっかりと見ていただいて、下流域までの調査もしていただく必要があるのかなというふうに思いますので、そのことにつきましてお伺いをいたします。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 おはようございます。都市整備部の増井でございます。ただいまの増田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

河川における台風の被害状況につきましては、県要望として高田土木事務所の方に提出をさせていただいたところでございます。今回の被害の中でも、特に太田川の土砂堆積量が非常に多くございます。大変危険な状態であるというふうに思っておるところでございます。県の対応といたしましては、先ほど申されましたように、今月4日より土砂の撤去を緊急対策として行っただいておるところでございます。今回の実施区間につきましては、中戸集落の北側から弁之庄ランプ南側付近までが一応の緊急対策ということで、県の方から報告を受けておるところでございます。なお、その下流域につきましては、県の予算の確保ができ次第実施するという報告を受けております。なお、河川の溪流部につきましては市での対応ということになりますので、上流部、太田区の南阪奈の横断部分から砂防堰堤までの区間につきましては、今その準備をしておるところでございます。その他の河川につきましても、復旧対策につきまして、県に対し速やかなる対処の要望を強く求めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 先ほども申し上げましたように、この砂防ダムは、想定内といたしますか、土砂が流れるような、そういう構造であるということで、土砂が堆積して当たり前でございます。ということは、下流域につきましては定期的な土砂の除去ということを県の方にもしっかりと申し入れていただきたい。以前に土砂を上げていただいてから、私は定かではないですけども、5、6年以上は経過してるのかなというふうに思いますけれども、定期的な土砂の除去ということもあわせて、要望としておつなぎをいただきたいというふうに思います。

次に、今回の被害場所の地図までいただいて、詳しい資料をいただきましたので、葛城市の防災ガイドマップの地図に赤い点で今回の被害発生場所を入れました。当然かとは思いますが、その被害箇所ほとんどがイエローゾーンの発生やということでございます。要するに、危険であると想定していたところでの発生だということでございますので、事前の危険箇所、注意してくださいという、そういう指導がいかに関後の対応、対策に必要なデータであるのかと、こういうふう思うわけでございますけれども、私も土砂災害に関する法律を聞いてますと、イエローゾーンは、何を促してるのかということでございます。これは、危険箇所があるので対策を講じろというハード面よりもソフト面、要するに危険な箇所なので、雨がたくさん降ったり、警報が出たら速やかに避難をしましょうと、こういうソフト面の対策資料であったり警報であったりというふうなことでございますけれども、何らかの形でわかっているのであれば、何らかの対策を講じていただくというふうなことができないのか。土砂災害に関する法律以外に砂防法というハード面の対策をするための法律もあわせてあるわけでございますけれども、そういうふうな砂防法に基づくハード面の今後、これ、竹内を見ますとほぼ全てがイエローゾーンであるとか、當麻周辺もイエローゾーン、寺口もそうですけれども、山麓沿いの集落につきましては非常に黄色い箇所に覆われたイエローゾー

ンになっている状況で、非常に日常生活においても不安を感じておられると、こういうこと
でございますので、逃げる対策も必要でございますけれども、発生防止、予防、ハード事業
の対策も今後必要になってくるのかな。こういう機会でございますので、今後に向けての対
策についてお尋ねをいたします。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。ただいまの増田議員のご質問でございます。

土砂災害警戒区域、イエローゾーンの指定につきましては、平成27年度に41カ所の指定公
表がされました。今年度、新たに56カ所の指定追加があり公表をされたところでござい
ます。警戒区域での土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難、救助、その他土砂災害を防止す
るために必要な警戒避難体制に関する事項を整備し、市の地域防災計画、ハザードマップに反
映して周知することが主な目的となっております。

一方、県におきましては、砂防指定地にも指定されており、砂防事業といたしまして多く
の堰堤の設置が行われているところでございます。近年の砂防堰堤につきましては、先ほど
もありましたとおり、従来の型に加えまして透過型堰堤が設置されるようになってきており
ます。大出水時には流木や土砂を捕捉し、下流への被害を軽減する構造となっております。平
常時には流出土砂を通過させ、砂防堰堤の空き容量を長く保持するような効果があるとなっ
ております。太田川上流堰堤は既設堰堤をスリット化され、土砂が多く堆積する状況となっ
ていると思われま。しかしながら、山地崩壊につきましては、所有者による管理責任とな
っているところを何とぞご理解申し上げたいと思います。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 砂防につきましても、これはイエローゾーン対策として順次お願いを申し上げたいとい
うふうに思います。

それから、今回の災害発生エリアですけれども、今後どういうふうにこのエリアをどうい
うふうなイメージで守っていくであったり、進めていくのかという都市計画マスタープランの
中に落とし込みますと、緑地ゾーンと言われるゾーン、それから山麓景観保全ゾーンと、こ
ういったゾーンに含まれてまいります。緑地ゾーンにつきましては、土砂災害等の自然災害
の発生防止に努めながら保全活用を図ると、こういうふうにうたわれております。さらに、
山麓景観保全ゾーンにつきましては、良好な景観の保全と環境にふさわしい土地利用の活用
を進めるというふうなマスタープランの中ではうたわれております。このようなことも踏ま
えまして、市長の方からこのことにつきまして、今後のどのような活用を進めていただけ
るのか、ご所見をお伺い申し上げます。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 増田議員のご質問にお答えいたします。

さきの台風21号によります葛城市の山麓の被害は非常に多大でございました。各部長から
も答弁いたしましたように、専決予算等、12月の今回の補正予算で2億4,000万円ほどかけ
ておりますが、次年度の当初予算にもまた別の金額を計上させていただくことになると思

ます。多分、過去最高の被害額になるとは予想はしておりますが、まだ確定はしておりませんので具体的な数字は申し上げてないところでございます。葛城市というのは非常に景観に恵まれたところでございます。市の面積が34平方キロメートルの中で、3分の1が山と山麓エリアになっております。そのことが市民の皆さん方の緑豊かな環境づくりに非常に役立っておるといのは事実でございます。ただ、今回の景観保全と災害については、また別の考え方が必要なかと思えます。山麓エリアにつきましては、さきの都市計画マスタープランに記載しておりますように、景観を保全する地域でございます。景観保全ということは、ある種災害が起こったときにも、特に山の中は非常に被災を受けやすい場所であるという認識をしております。通常の予防や堰堤等によるものだけではなかなか防ぐものではないとは思いますが、まずはその整備を進めていきたい。それは環境保全という観点からはまた別になるものと思えます。

それと、山麓エリアにつきましては、ある種、緩衝的な働きがあるものと理解しております。公共施設等は当然のことながら、そのような地域に持つべきではないという認識もしておりますし、ある種、景観を保全するということが平坦部の被害減にもなるような形にもなるように理解しております。ただ、昔ながら住んでおられる住民の皆さん方には安全を確保しなければなりません。そのための何十年に一度の災害に対する予防をどの程度できるのかということは、新たなシステムの構築とともに考えていきたいという考えでおります。以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 当然、台風被害と今後の景観保全につきましては別ものでございますけれども、また後ほどそのことについてはふれさせていただきますけれども、次に、今回の台風の被害総額については、市長にお答えいただきました2億4,000万円、それ以上になるであろうと、こういうふうな被害。できるだけ多くの支援、国なり県に向けてご要望いただけるか、そのようには思いますが、いずれにしても市の負担も大きくかかわってくるというふうに思います。しかしながら、山林、田畑につきましては、地権者の負担も若干伴うというふうに思います。そうなるかと私が懸念いたしますのは、復興せずに放置されていく、そういうケースも出てくるのではないかと。この話をする以前に、私はある山麓周辺の農家の方に、将来の農業についてお尋ねをしたことがございます。その人がいわく、もう体力もない。山すその田畑は獣害等によって、米をつくっても荒らされる。もうつくらない。山際でつくらないイコールもう山になってしまうのかなと思います。そういうふうにして山麓の、先ほど市長も申されましたように、緑、景観を農業等によって守られてきたものが、どんどん緑を管理する方が減ってくる。

先日もあるメディアで、山林の土砂災害についてコメントをされてました。どういうふうに表現されてたかといいますと、山の管理をする人が減ったから山林の被害が多発してくるのだと。要するに、木を守ったり農地を守ったり、こういう人の手が減ることで山林被害であったり農地の崩落であったりというものが発生してくるのだと。そういうふうに私もそれを聞いて、農地、それから山林等の日ごろのお世話をする人、この辺のところもしっかりと

今後の被害発生予防のためには必要な対策ではないかというふうに思います。このようなことから、復旧をされずに今回の被害、山麓の田んぼ等々において放置されるような、そういうふうなことについての対策はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの増田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

現時点で把握しております、今回の台風21号の影響による被災した農地・農業用施設及び治山施設の被害状況は、箇所数として市内全域で47カ所でございます。特に山間部に集中しております。今回この災害に対して、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律である、通称暫定法に基づいた、農地・農業用施設災害復旧事業で対応していく予定でございます。暫定法に基づく災害復旧事業といたしましては、1カ所の工事費が40万円以上で、原形復旧や効用、また機能を回復する工事であります。その他諸条件は多々ございます。維持管理不良に起因する被災は対象となりません。通常、補助率は50%であります。今回この暫定法に、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律である、通称激甚法が、11月21日に閣議において全国的な災害として本激と決定されたものであります。この激甚災害に指定された場合、国庫補助率等の嵩上げ等の特別措置が受けられるということでもあります。補助率増嵩分につきましては、受益者数並びに施設の種類に応じて変わりますが、今までの実績から見れば90%から95%ぐらいになる見込みであります。しかし、災害補助該当条件は暫定法に基づくものであります。諸条件に該当する被災箇所、災害復旧事業の補助を受けるため、農林水産省の災害査定官と財務省の財務立会官等、現地立会を含めた災害査定を受検する必要があり、現在47カ所の被災箇所がある中、暫定法に該当する災害復旧箇所は、ため池を含め15カ所であり、残り32カ所につきましては、簡易な農地災害につきましては所有者みずからが復旧される箇所であり、そして、水路等農業施設で暫定法に該当しない箇所につきましては、市単の災害復旧事業で対応していく所存でございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 このたびの台風被害につきましては、非常に広範囲にわたって、農地も含めて被害が多く発生いたしました。先ほど説明がありましたように、農地については激甚対象となる。私は全てになるのかなと思つたらそうでもない。市単による復旧も必要であると。また、地権者の合意形成もどこまで図れるのかと。完全復旧というのはなかなか難しい。つめあとは若干残るのかと、こういうふうな感がいたします。できるだけもとの緑に復旧をしていただく、そういう対策を講じていただきたいというふうに思ひます。このように多くの時間、それから費用が今後かかってくるわけでございますけれども、風水害につきましては、市民の生命、財産、このようなものを奪うという非常に怖いものでございます。このような機会を通じまして、市内の防災に向けての総点検をしていただきまして、災害に強い葛城市づくりに取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひを申し上げておきます。このことにつきましては以上でございます。

次に、2点目でございます。大字からの要望書につきましてお尋ねをいたします。今年6月の定例会で、私は一般質問で要望書について規定があるのかと、こういうふうなお尋ねをさせていただきまして、早速、様式の統一化に取り組んでいただきました。この要望書の書式等について運用マニュアル等ありましたら、どのようなものかご説明をお聞きいたします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。よろしくお願ひ申し上げます。ただいまの増田議員のご質問にお答えさせていただきます。

従前、個々の大字からおのおのの様式をいただいておりますが、こちらの様式を統一いたしまして、要望の様式が大きく大字要望書と市道等補修箇所届出書に分かれました。まず、大字要望書でございますが、こちらは新規または拡張を伴う工事であり、かつ一定規模費用のかかるものを対象といたしまして、企画政策課に対して1年に1度優先順位をつけた形で項目一覧表とともにご提出いただくものでございます。また、こちらは今回初の試みでございますので、従前、大字要望としてご提出していただいておりますが、実現していないもので、かつ大字要望書の趣旨になじむものについても再提出していただいております。要望の中で、今回積み残しとなったものにつきましては、次回以降の要望におきましても項目一覧表に記載いただくこともできますし、また、状況変化による優先順位の変更も可能となっております。

一方、市道等補修箇所届出書でございますが、こちらは、例えばカーブミラーが倒れそうになっておりますとか、あと、市道が陥没しているなど、本来は市職員自身で発見するべきものを各大字より善意でご報告いただいているものが過去もございましたが、これについて適宜関係課にご提出いただくものでございます。これによりまして、従来、新規拡張工事と維持管理という性質の異なる要望が一緒くたに行われたものが整理されるとともに、限られた予算の中で各大字の要望に対してどのように偏りなく公平に配分していくかということに伝えていくことができるものと考えてございます。なお、こちら、大字要望に対する市側の対応は公表予定でございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 私も各区長さんと、このことについてお聞きをしました。いろんな捉え方といいますか、意見が出されたかと思えますけれども、どんな意見が出されたのかお尋ねをいたします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 今回、大字要望の様式の統一化に当たりましては、今年9月26日に行われました区長会におきまして、企画政策課より趣旨、運用方法についての説明をさせていただき、その後、質疑応答に対応することで、各大字区長さんを通じまして各大字に伝えていただいております。なお、区長会におきまして、各区長さんからいただいたご質問を一部ご紹介させていただきます。例えば、大字要望書、市道等補修箇所届出書の区分基準がわからないといったご質問がございまして、これに対しては、不明であればとりあえずいずれかの様式でご提出いただきまして、様式に対応していない内容であれば、市側の方で修正対応すると回答させ

ていただいております。

また、大字要望書で却下となった項目についての再要望は可能かというご質問がありまして、それに対しては、再要望は可能であると回答させていただいております。また、従前は電話連絡で足りていた小さな補修についても、様式での提出が必要かというお話がございましたので、これに対しましては、こういったものにつきましては従来どおり電話連絡でも可能でございますといった回答をさせていただいております。また、区長会の後も各大字から大字要望書、市道等補修箇所届出書に係る問い合わせはございますが、こちらにつきましても適宜対応している次第でございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 初めての試みでございますので、なかなかスムーズ、十分なご理解をいただくまでに時間もかかる。また、完全なものでないというふうなことで、改善を要する部分については、使い勝手のいい様式化をお願い申し上げたい。そのようなことで、各大字が日ごろのいろんな問題提起をスムーズな形で市にお届けできるような、そういうシステムにさせていただけるようにご配慮をよろしくお願い申し上げたいと思います。こういう試みによって要望件数、これ、私はわからないんですけども、どうなんですか。変化といいますか、たくさん出たとか、いや、従前どおりやとか、その辺の変化がございましたらお尋ねをいたします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 要望件数でございますが、平成28年度と今回の様式の統一との比較で回答させていただきます。まず、平成28年度におきまして、従前の大字要望によって提出された数が計112件でございます。一方、大字要望の様式の統一化後、大字要望書として提出された数が計162件。一方、市道等補修箇所届出書として提出された数が、現時点で計58件となっております。今回提出された大字要望書には、先ほど申し上げましたとおり、過去提出していただいたもの、再提出分も含まれてございますので単純に比較はできませんけれども、全体としては増大したと言えるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 どう捉えていただくか別として、大字要望が若干、様式を変えたことでふえたということで、私はいいことであり、今後はこれをどうさばくといいますか、どういう手順でそのような要望を進められるか、ここが重要なところかというふうに思います。次に提出後の要望書の管理についてお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、要望書の流れにつきましては、当然かと思うんですけども、企画部が窓口であり、担当部署に直接出される場合も内容としてはあるというふうなことで、大字別の要望のトータル的などといいますか、全体的な把握というのは、企画部で全体把握をするべきかと思いますが、どのような流れで要望書が各担当なりにおつなぎをされるのか。どういうことが望ましいのかも含めまして、お尋ねをしたいと思います。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 まず、市道等補修箇所届出書につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、適宜担当課の方に直接提出していただく性質のものでございます。一方、大字要望書でございますが、その内容に応じまして、まず担当課の方に割り振りまして、担当課におきまして必要に応じて大字に問い合わせたりとか、場合によっては現地確認等をしてしながら、それぞれの要望が次年度に対応すべきものなのか、あるいは再来年度以降に実施すべきものなのか、あるいは国、県に要望すべきものなのか等の振り分け作業を、今年度につきましては行っているところでございます。今後につきましては、各課、振り分け作業を終えたものを参考にしながら、次年度の予算査定に反映していく次第でございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 私が言いたいのは、企画部で全体の大字間のバランス等々も十分ご配慮いただいた中で、公平に事業を進めていただくということも必要なかと、こういうふうな思いでお尋ねをしたということでございます。緊急性を要する要望等々の対処でございますけれども、事前の通告の中で通告しておらなかったのが、事例だけを申し上げておきますが、緊急性を要する対応について企画部を通して次の担当にという、そういうふうな流れもいいのか、担当に直接提出するというふうなことも、そういう場合は適宜対応すると、こういうふうなことも含めて柔軟なお取り組みをいただきたい。実は私の知るところ、もしくはそれ以外のところでも多く発生しております空き家等のいろんな被害です。空き家対策については、前回もお話ししましたように、非常におくれが生じておると。おくれおけるがためにかどうかわかりませんが、至るところで、近年でいきますとアライグマ、タヌキ、野鳥等の被害箇所が複数にわたって出ておると、こういうようなことでございます。これは、今お話ししましたように、空き家対策で企画部が対応するのか、農林課でそういう対応をするのか。担当部署が、多岐にわたる場合につきましてはたらい回しにならないようにスムーズな対応を心がけて対応していただきたい。こういうような緊急を要する場合の要望としてお願いをしておきたいというふうに思います。

市民の皆さん、それから各種団体、自治会、さまざまな方面から苦情なり要望なり、市役所には多く寄せられておると、こういう現状も聞かせていただきました。このような対応につきましては、迅速な初期対応、まず現状把握であったり実態調査であったり、大きな事業、例えば、ここに新設の道をつけてほしいというような要望をすれば、頭からこれはとてもやないけど、無理ですではなしに、とりあえず現状把握、実態調査、この辺のところに取りかかっていただいて、順序を踏んでそういうふうな対応に当たっていただきたい。棚上げも場合によっては、状況として理解もできるわけでございますけれども、そういうできない理由、おくれる理由等についても、初期の対応、調査等で対応していただけたらと、こういうふうに思います。

こういった全国の自治会の取り組み事例もホームページの中でいろいろとご紹介をされてる事例がたくさんございます。草津市等でも町内会要望という、こういうページを設けて、どこからどのような要望が出て、どういうふうに対処してるとか、これは草津市だけやな

しに複数の市町村でホームページに組み込まれております。要望書の事務の流れ等々もそこで詳しくご説明をされておるといふような事例もございます。一度調査をしていただいて、今後このような方法も取り組んでいただけたらというふうに思います。地域の声、市民の声につきましても、その1つ1つがよりよい市政運営にとって貴重なご意見の1つ1つでございます。丁寧なお取扱いをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

吉村議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

次に、10番、岡本吉司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、岡本吉司君。

岡本議員 おはようございます。議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。岡本でございます。

私の一般質問につきましては3点でございます。まず1点目、公共施設の耐震化について。2点目は、機構改革について。3点目は、新年度予算編成についてということでございます。詳細につきましては質問席から行いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 それでは、質問させていただきます。

まず、1点目でございます。公共施設の耐震化についてお尋ねをしていきます。本年3月、葛城市公共施設等総合管理計画が作成されました。平成20年度末現在で132施設があるとされているわけでございます。全体的に見て、教育施設で40.8%、集客施設で19.1%、社会福祉施設で12.8%、庁舎系施設で9.68%と、こう記載されておるわけでございます。また、本市の老朽化への進行では、本市の施設は、築30年を超える公共施設が全体の51%を占めておると。このままで全施設を維持した場合、10年後には73%に達し、維持管理に関する費用が増加すると、こういうふうマニュアルではなっておるわけでございます。そこで、まず、広域避難所の耐震化についてお尋ねをしていきます。本市の広域避難所は13施設が指定されておるわけでございます。13施設のうちの耐震診断が行われていない施設につきましても、どのくらいあるのかお尋ねをしていきたいと思ひます。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。

ただいまの岡本議員からのご質問でございますが、広域避難所について、現在、本市では先ほど申されました13カ所でございます。そのうち小・中学校の体育館につきましては7施設ございまして、こちらにつきましては既に耐震化済みということで完了しておる状況でございます。また、當麻スポーツセンター、コミュニティセンター、ゆうあいステーションの3施設につきましては、新耐震基準の施設であり、残る市民体育館、新庄スポーツセンター、いきいきセンターの3施設につきましては、旧耐震基準の施設となっておりますのでございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、答弁をいただきました。小・中学校の分につきましては、工事が完了しておるということでございます。それと、まだしてないのは市民体育館、新庄スポーツセンター、いきいきセンター、この施設がまだということでございます。旧耐震基準、こういう答弁がありました。そこで、この施設につきまして、今後の耐震診断についての計画をお尋ねしたいと思っております。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 市民体育館につきましては、今年度におきまして耐震診断の予算計上をさせていただきまして、それに即し、順次実施していく予定でございます。また、残る新庄スポーツセンター並びにいきいきセンターにつきましては、全体施設の状況等を見た中で計画的に耐震診断を実施してまいりる予定でございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 一応、今、市民体育館につきましては平成29年に耐震診断を実施すると、このような答弁であるわけでございます。ほかの新庄スポーツセンター、いきいきセンターは耐震診断を行う。市民体育館につきましては本年実施されるということですが、この建物につきましては昭和48年ぐらいの着工でありまして、非常にオイルショックの時代であったと思います。建築以降四十数年経過もしておるわけでございます。現在、屋根部分に雨漏りもしております。耐震工事をして、延命工事をして、今後20年、30年、例えば使用が可能かどうかということも検討する必要があると思っておりますけれども、この際思い切って建物を建替えるという考えはないのか、お尋ねをしていきたいと思っております。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 既に小・中学校の体育館につきましては、昭和50年代に建築されました旧耐震基準の施設であっても、耐震補強工事によりまして耐震化が図れておりますし、また、葛城市公共施設マネジメント基本計画で申し上げますと、鉄筋コンクリート造である当該体育館は、耐用年数を65年から80年まで延長できるものとして試算をしているものでございます。また、耐震診断の結果を踏まえて、建築技師等のご意見も伺い、耐震補強工事をするか、また建替えをする方がよいのかという方針につきましては、建築物の状況、さらに費用比較、また民間施設や学校施設の他の体育館等との機能分担についての整理等を行いながら総合的に検討し、教育委員会事務局とも協議してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、答弁をいただきました。鉄骨、鉄筋コンクリートの耐用年数は65年から80年の試算をしてると、こういうことであるわけです。耐震診断の結果を踏まえながら、専門家といろいろ協議をしながら、また、原課の教育委員会と協議をしながらというふうな話が今、答弁いただきました。しかし、先ほど言いましたように、この建物は50年ではなしに、私は48年着工やと思っております。ですから、先ほど言いましたように、非常に残念な時期というのか、オイルショックの48年真っただ中の建築であったというわけでございます。決して手抜きをし

てるということをは言ってるわけではございません。非常に骨材も値上がりもし、不足もすると、こういう時期の建物であるということ認識をいただいて、通常の延命ということではなしに、やはり當麻地区ではゆうあいステーション、新耐震基準に沿った広域避難所があるわけです。ところが旧新庄地区につきましては、広域避難所、この体育館が新庄地区の中心の避難所になるのではないかと。そういう意味からして、ただ延命をしますということだけではなしに、やはりこの機会に、来年やっってください、再来年やっってください、こんなむちゃなことは言いません。しかし、やはり耐震診断もやり、いろんなことを協議していただいた中で、一度建替えるということ全面的に検討するというぐらいの答弁をいただきたいというふうに私は思います。ただ、ほかの建物のように延命します、そういうふうな答弁では、やはり新庄地区における避難所、安心して避難できる場所を確保する意味においても、私は必要でないかというふうに思いますので、その点をもう一度、前向きな回答をお願いいたします。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 今、岡本議員からお話のありましたように、確かにおっしゃるように、当時の建物というものの観点からしますと、現状、施設の維持管理以上のことも考えていかなければならないと考えておるところでございます。繰り返しになりますが、避難所機能も兼ねてるといいう意味では、順序等も考えた中で、また再度その辺を考えてまいりたいということでございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 前向きな計画をしていただけるというふうに解釈をしていきたいというふうに思います。

それでは、全体的な広域避難所の改修計画になるわけでございますが、先ほど台風の話も出てまいりました。今、幸いにして葛城市は、他府県のような、熊本、東日本、こういうふうな大きな災害に見舞われておりません。先ほど話がありましたように、昭和57年、台風による大きな被害、あるいは平成10年の風水害、このぐらいのことです。それより大きな災害は今までなかったということであるわけでございます。しかし、今後どういうふうな災害が起きるかもわかりません。そんな中で安全に避難できる場所、これは先ほど言いました13施設あるわけですが、全てが整っているというわけではないので、まず、私がお尋ねしたいのは、避難所の体育館につきましては洋式トイレがない。あるいは夏場の冷房施設がないというのが現実であるわけございまして、非常に不便をされておるといいうふうに思うわけでございます。体育館等大きな施設につきましては、ただ単に冷房といいましても非常に大きな費用がかかってくる。ですから、一部分間仕切りをしてでも、そういう機能を果たせる、障がい者、高齢者の方だけでもそこに入れていただく。ほかの健常者は辛抱していただくとか、そういうような方法でもしてそういうような設備ができないのかということをお尋ねしていきたいというふうに思います。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 平常時におけます体育館としての機能設備の対応につきましては、災害時対応とは別

に考えるところでございますが、災害時には非常時として広域避難場所としての体育館を利用することになりますので、その際には一時的な生活の場となるため難しい点がございます。そのため、例えば車椅子を使われる障がい者の方や、また高齢者の方につきましては、市内5カ所の福祉避難所と協定を結んでおりまして、災害時に連携を図りながら対応をさせていただくように考えておるところでございます。また現在、市民体育館におきましては、多目的トイレといたしまして洋式トイレが1台ございます。なお、トイレの洋式化につきましては施設管理者の方で検討をさせていただくこととなりますが、災害時には大多数の方々が一定期間の生活をされる場となりますので、常設のトイレの数では当然不足することが予測されますので、仮設トイレの設置で緊急対応をさせていただくよう考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、答弁いただきました。車椅子とか使われる障がい者の方、高齢者の方については、市内で5施設の協定を結んでおると。そこを利用していただくと、こういうふうな答弁であったと思います。この施設というのは有料というのか、もちろん福祉施設ですけども、絶えず空きがあるとは限りません。あるいは廊下でも避難できるやないか。それはそういうことかもわかりません。しかし、行政として、本当に災害を受けたときに、この施設だけで対応ができるというふうな考え方でよいのかどうか。今後どんな被害が起きるかわかりません。洋式トイレを幾つつくったらよいのかもわかりません。例えば、仮設トイレというような話も出てまいりました。この仮設トイレ、災害が起きました。すぐに対応できるかどうかということです。私は、何百人ものトイレをつくれとか、そんなことを言ってるわけでも何でもございません。ただ、今は、高齢者の方につきましては和式から洋式と、これを求められているということですので、洋式トイレをふやしていただきたいということを言ってるわけでございます。仮設トイレも大きな災害については当然必要です。しかし、やはり仮設トイレも必要ですけども、そこそこの数のトイレを整備しておく必要があると思いますので、そういう前向きな姿勢で取り組んでいただけたら一番ありがたいかなというふうに私は思っておるわけでございます。私が質問した内容で、全てやりなさいというふうに私は言ってるつもりはございません。やはり財源的な問題もあります。そのことはよくわかりながら質問してるわけでございます。やはり市民の方が安心して避難できる場所、これを行政が責任を持って提供する。私はこれが一番大事ではないかというふうなことで質問させてもらっておるわけでございます。職員さんもいろんなことを考えてもらっておることはよくわかっております。ですから、できるだけ前向きな考え方に立ってもらいたい。私の質問に対して、わかりました、やりますというような答弁はできないこともわかっておりますので、私は勝手にお願いを言っておきます。早急にトイレだけでも実施をしますということを回答いただいたというふうに思って、次の質問をさせていただきます。

次に、施設の統廃合という形でお尋ねをしていきたいというふうに思います。本市の公共施設等の総合管理計画を作成されておるわけでございます。この中で、耐震工事終了後40年

間維持できない施設については、今後の投資見込み額を上回る施設について、建替えを視野に検討すべきではないかというふうに考えますし、耐震工事をやかましく言われているこの時期、この機会を捉えていただいて、施設の統廃合も視野に検討していただければありがたいかなというふうに思います。また、この計画の中では、例えば建替える場合については、施設の統廃合、あるいは施設の複合化を図る。こういうことを公共施設等の管理計画で記されておるわけでございます。

今現在、合併をしてこの10月で14年目を迎えたわけでございます。そろそろ統廃合も真剣に検討すべき時期が来ておるのではないかというふうに思っております。また、合併時には、合併50年間で統廃合を検討すべきという目標があったように思っておるわけでございまして、今、一番緊急を要するのは當麻庁舎であるかと思うわけでございます。これも以前、耐震診断もされましたが、どうも耐震工事ができないような状態ではないかというふうに思います。しかし、両庁舎がある以上、當麻庁舎で勤務している職員さんも多数おられます。新庄庁舎に入ってる職員もおられます。しかし、同じ職員でありながら、もし當麻庁舎に勤務されてる方が、耐震工事もできない状態で使っておる。もしものことがあったときに、やはり人命に影響するということも考える必要があるというふうに思うわけでございます。例えば、當麻庁舎を残していくということになれば、當麻文化会館を改修して當麻庁舎の機能を移すというようなことも考えながら、統廃合についてどのように考えておられるのかお尋ねをしていきたいというふうに思います。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 當麻庁舎の関係でございしますが、冒頭にもございました。本市におきましては、保有施設が132の公共施設があるわけでございます。特に2庁制を敷く新庄庁舎及び當麻庁舎につきましては、これまでも耐震診断の結果やファシリティマネジメントとしての考え方を取り入れまして、検討しておるところでございます。議員仰せの、當麻庁舎の機能を當麻文化会館に移転するなどの考え方につきましては、文化会館としての施設統合や當麻庁舎の機能移転にもなる点がございしますので、市内部でもこれまで検討してきたところでございます。しかしながら、當麻文化会館におきましては、階高の高い現在のホールとしてのスペースを事務室に改造するに当たりましては、事務書類等を多数所有する荷重も考慮し、また、その上で基礎構造や躯体からの見直しが必要と思われるため、改造費用も相応と見込まれるところでございます。その他の手法等も比較検討をあわせてしていかなければならない中、今回、當麻庁舎の機能移転のご提案につきましては、大変ご貴重な意見として今後の検討案に含めて考えていきたいと考えております。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、答弁いただきました。改修の費用もかかる、あるいは構造計算もしなければならぬということであるわけでございますけれども、恐らく今まで、今、部長がおっしゃったような具体的な検討はされてなかったのではないかと私は思っております。もしされておるのであれば、いつこういうことをしましたということをおっしゃっていただければ結構かと思ひ

ますけども、誰かが火つけ役にしないと、なかなか大きななぎなたを振るようなことはできません。ですから、私は本当にこの時期が来てるのではないかというようなことで、當麻庁舎を挙げさせてもらいました。施設の統廃合は非常に住民感情もありますし、なかなか難しい問題ですから、誰も手をつけてこなかったような現実があるわけでございます。本当に難しいというのか、いろんな感情も考慮しながらやっていく。しかし、そればかりを思っておいたらなかなか前に進まない。かなり大きな勇気と決断がなければ、これはできない仕事であるというふうに私も思っております。

私がこういう質問をするのは、先ほど言いましたように、合併して14年たってる。言葉は悪いですけども、このままずるずると行ってしまっ、どこかで危険箇所が出てきた、問題が起きたということにならないと、なかなかこういうことはできないと思います。ですから、今からでも遅くはないと思うので、全体的に本当に施設の統廃合をいつからやっていくということを真剣に内部で検討していただいて、早い時期に結論を見るようなことにしてもらいたいというふうに思っておるわけでございます。私の質問に対して、わかりました、いつからやります、そんな簡単に答えはもらえないということは私はよくわかっております。ですけども、何遍も言いますけども、誰かが火つけ役にしないとなかなかできないというようなことで質問をさせてもらいました。今後も内部の方でよく検討していただいて、実施を願うということをお願いをしていきたいというふうに思います。

次に、県の防災計画の見直しという形で受援マニュアル、第二本部の設置という見出しで11月25日の奈良新聞に掲載をされました。県の防災会議で受援マニュアルを検討され、他府県からの応援職員の受け入れ、市町村の短期派遣のための県マニュアルを作成して、市町村にもマニュアルの作成を促し、県が支援する、また、県災害対策本部が機能しなくなった場合の第二災害対策本部の具体的な位置について、県庁舎から離れて通信機器も整備されているところという形で新聞発表をされておるわけでございます。葛城市は今まさに防災行政無線工事が行われております。年度内に戸別受信機も配置をするというふうな状態になっております。幸いにして、葛城市内に先輩の方が誘致をしていただいた県の社会教育センター施設があるわけでございます。社会教育センターに県が言います第二災害対策本部の位置づけ、この機会に、副市長も県の方からおいでいただいております関係ですし、災害の専門家ということもありますので、一つ葛城市において、奈良県中南和、ちょっと西の方になりますけども、ここに誘致をするというような考えはないのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

吉村議長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいまのご質問でございます。

奈良県も候補予定地を現在検討されてる最中かと存じますが、第二災害対策本部を設置するとなりましたら、今、議員も申されました、情報連絡をするためのパソコンなどの機器類や、また会議室の確保、さらに駐車場スペース、地理的要件などの諸要件に加えまして、県下39市町村への対応をするために設置されるものと思われまますので、本市といたしまして、現在誘致するところの考えはございません。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 何でも飛びつけということをおっしゃっていません。いかに県とのパイプをつくって、そんな話があるのなら葛城市にこういうような本部を設置していただくように努力するとか、私はそういう気持ちで臨んでいただきたいということでこんな質問をしてるんです。ですので、先ほども言いましたが、私の質問に対して、必ず県の方へ行って、葛城市に設置していただきますと、そういう答えを望んでるわけでも何でもありません。そういう前向きな努力をして、いかに県からいろんな事業なり、いろんな施設を葛城市に持ってくるかということの考えをしていただきたいというふうに思って質問しましたので、また県の方に出向かれたら、そういうようなことも視野に入れながら県との協議をしてもらいたいというふうをお願いしておきます。

次に、2点目の機構改革についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。現在、葛城市の組織表におきましては、市長部局、6部で21の課、議会事務局、会計課、教育委員会では1部、9つの課があります。上下水道部、1部で2つの課があるわけでございます。合計9部、34課で構成をされておるわけでございます。また、本市の職員の人数、事務、技術、現業、教育職等を含めまして、平成29年度予算、317人、嘱託職員96人、合計413人。ただ、パート職員、いわゆる非常勤職員、この人数ははっきり把握していないということも聞いております。約90人ぐらいかなと。トータルで500人ぐらいになるのではないかというふうに思っております。このような現状からして、まず、再任用職員の採用の考え方についてです。私が間違ってるかわかりませんが、再任用職員の採用の方法につきましては、退職後、年金受給時までの間、職員として働ける場所、あるいは職員の技能を生かすために働く。あるいは職員の技能を若い職員に継承する、あるいは指導して教えていく。こういう役割を果たすために働いてもらっているというふうに私は思っておるわけですが、再任用職員の考え方についてお尋ねをしておきます。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの岡本議員のご質問に回答させていただきます。

まず、再任用職員の制度についての説明をさせていただきます。再任用職員制度につきましては、地方公務員法第28条の4から第28条の6まで及び葛城市職員の再任用に関する条例に規定されてございます。総務副大臣及び総務省から地方公務員法及び地方自治法に基づく技術的助言といたしまして、地方公務員の雇用と年金の確実な接続を図るための所要の法改正が未定なので、当面の措置といたしまして、現行の再任用制度により、公的年金支給開始までの間、退職者本人の意向も十分踏まえ、可能な限り雇用の接続を図るよう配慮することとされておまして、平成25年9月に定めた葛城市職員の雇用と年金の接続に関する方針に基づき任用を行ってございます。方針におきましては、葛城市職員を定年退職後、その翌日からの無年金期間に任用する職員は、本人の意向に基づき、地方公務員法第28条の4に規定するフルタイムの再任用職員として任用し、任用の期間は定年退職日の翌日から年金支給開始年齢に達した日以降の最初の3月31日までとなっております。無年金期間の再任用満了

後も本人が希望する場合は、職務に対する意欲、職務の遂行状況及び心身の健康状態に問題がなければ、最大63歳に達する日以降の最初の3月31日まで、嘱託員として任用できるものとなってございます。

また、あわせてご質問いただきました、再任用職員の技術の継承等の活用でございませうけれども、再任用職員の配置に当たりましては、本人のそれまでの経歴等を勘案いたしまして、それまで経験の多い部署への配属を行うなどし、必要に応じて他の職員に対する知識、技術面の指導を行っていただくことにより、現職員の能力向上に資するものとなっていると認識してございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 いろいろと答弁をしていただいたわけですが、この中で、希望する職員、この場合は再任用職員として採用すると、こういうことをおっしゃってございました。当然のことやと思います。今、現況では、家庭の事情によって再任用職員として採用できない職員も中にはおるわけでございます。職員の能力を發揮できる、こういうこともおっしゃってございましたけども、今の職員の勤務状態を見ても、これは再任用職員だけの問題やなしに、やはり再任用職員であっても責任を持った仕事をしてもらう。こういうことやないと、今の再任用職員で採用された方は、我々は責任のある仕事はできないという感じを持っている人が多いように私は見受けるわけです。ですから、やはり再任用職員として採用された職員さんも、先ほど言いましたように、若い職員に技能を継承する役目をしてもらう。本当にそういうこともしてもらえような職場づくりというのか、そういうようなことをやっていかないと、働く人も本当に一生懸命働こうと思っても働けないような状態が、一部の職場で、そういうような状態になっておるのではないかと。そやから、職員という意識を持てるような職場環境をつくってもらいたいというふうに私は思って質問しております。決して再任用職員を採用したらあかん、そんなことを言ってるのではないんです。やっぱりこの人らも再任用として採用された以上は、十分な仕事をしたいという気持ちで採用されてると思うんです。ところが、ほんの一部の人は、責任感も何も持って仕事をやってない人が一部におられる。これは事実やと思います。ですから、そういうようなことをきちんと今後位置づけをしていったらどうかと思いますし、私は、人によっては管理職の立場をとれるような部署に配属されるのも1つの方法ではないかというふうに思っております。ですから、そういうようなことを踏まえながら、検討願えたらというふうに思います。

それから、次に、職員の削減についてお尋ねしていくわけですが、嘱託職員あるいは非常勤職員を含めて、先ほど言いました500人前後の職員さんが現在おられるということなんです。今、本市の人口は3万7,000人弱。この人口から見て、本当に職員数として正しい職員数であるのかどうかということです。先ほど言いましたように、職員数は317人。公に公表されるのが317人です。今言いましたように500人は出ません。私は何を言いたいかということ、何も嘱託職員、非常勤を採用したらあかんというのではなしに、職員自身も汗をかくというのか、そういう姿勢やないと、人が足りません、採用してくださいではないか

と思うのと、例えば、産休で職員が休暇に入る。そのときの代替としてパート職員を雇われる。やむを得ないと思います。パート職員、非常勤職員として来られた人が、産休で休まれた人と同じ仕事を即できるというのであれば、本当に職員が必要であったのかということになりますし、そのようなことから、ただ単に人数合わせになってるのではないかと私は思っております。それは、産休、育休、そういうような方で休まれる人、これは当然権利があるので、休暇をとるといふのは当然のことやと思いますが、本当に3万7,000人の人口から見て、職員の総数が500人。本当にこれでよいのかどうかということも答弁をいただきたいというふうに思います。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいま岡本議員からいただきましたご質問にお答えさせていただきます。

まず、奈良県が公表している最新の県内市町村の定員と給与の状況についてというものがございまして、こちらの数字なんです。最新のもので現時点で平成27年4月1日時点ということで、比較する材料としてこれが最新ということでご容赦いただければと存じますが、こちらの職員数でございますが、葛城市の再任用職員を含む常勤の一般職の総職員数は、この時点では302人でございます。こちら、県内市で最も少ない人数でございます。また、さらに平成26年時点の数字となってしまうのですが、全国と同じような規模の団体を類似団体と称するんですけども、それと比較しても76人少なく、率にして約25%少ない職員数となっております。また、同時点の非常勤職員の人数でございますが、平成27年度末の人数で104人、嘱託人数は81人となっております。

職員の資質に関しましては、職員向け研修の実施でありますとか、日々の業務における先輩職員の適切な指導によって向上を図ってまいりたいと考えてございます。ただ、絶対数としては確かに類似団体と比較して少ないという数字は出ているのですが、本当に葛城市として効率的な組織となっているかどうかという議論は確かにございます。それにつきましては、現在一層の事務の効率化に向けて、組織運営見直しに向けた分析作業を現在行っているところでございます。こちらの作業によりまして業務が膨張している要因を明らかにいたしまして、その後、例えば各課重複している業務の集約でありますとか、あるいは不要な業務を廃止したりとか、あるいは自動化できる作業もあるのではないかなど、事務の効率化に資する方策を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、部長から答弁いただいて、平成26年ですか、これから見たら県内で一番少ない。こういう答弁だったと思うんです。これは、職員の人数と見てこうなってるということであるわけですけど、職員は、いつも緊張して仕事せえと、これは不可能であります。しかし、ほんの一部の職員、管理職であっても自分の課に座っていない。ほかの課に行ってるというような職員も目につく。ほんの一部です。こういうような職員もおるわけです。やっぱり管理職になれば、非常に仕事の面、職員の面もいろんな形で見えていかないかんということはよくわ

かります。しかし、管理職になった以上は、いろんな形で目配り、気配りというのか、というようなこともきちっと、もうちょっと厳しくやっていただいたら、私は削減できるのではないか。決して管理職は職員から嫌われる職になれとは言いません。しかし、そのぐらいの気持ちで臨んでもらいたい。こういうことも肝に銘じて今後もやっていただいて、できるだけ削減できるような状態をつくっていただきたい。また、私がこんなことを言いますと叱られるかわかりませんが、例えば職員を20人削減すると、人件費は安く見積もっても幾らになりますか。1億円は超えると思うんです。いかに人件費が高いかということを私は考えていただきたいというふうに思います。

それから、事務の効率化についてであるわけですが、現在、役所業務としては、幼稚園、保育所を除いて、行政事務は34課で実施されてるわけですが、各課において事務内容に応じての職員の配置が本当にされてるのかどうかということも疑問に思っております。職員数が少ない課も見受けられるし、少し多いのかなという課も見受けられます。国の地方分権推進法が制定されて、各市町村に事務が非常に多く権限委譲されてる。また合併によって、これも県からの委譲もされたということで、非常に事務量が多くなってるのが今現実であるわけでございます。その中で特に総務部、都市整備部の中で財産管理、入札業務、登記業務の関係が総務部、あるいは都市整備部に分かれておるということであるわけでございます。ほかの課のこともありますが、特に総務部、都市整備部の、先ほど言いました財産管理、入札、そういうようなものについて新しく課を設置して、1つにまとめた課を設置すべきではないかというふうに思っております。その辺の見解についてお答えいただきたいと思っております。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ご提示の課も含め、組織全体の見直しにつきましては、先ほどの答弁でもふれましたけれども、組織運営見直しに向けた分析作業を行っているところでございます。こちらの作業を通じまして、組織再編に向けて必要な分析材料をそろえまして、平成22年以来、組織再編が行われていないことによって生じている、先ほどもご提示があったようなゆがみを解消いたしまして、より効率的な組織にしていきたいと思いますと考えている次第でございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、答弁をいただきまして、今見直しをやってるということであるわけでございます。今言いました入札業務も非常に大事な問題やと思いますし、市民の財産である登記、この分についても非常に重要な問題でございます。この仕事につきましては、本当に目立つ仕事ではない。地道な仕事であるということですが、非常に大事な仕事であると思うわけでございます。できるだけ新年度の方で、今言いましたような課の設置をお願いしたいというふうに思います。そうしないとなかなか事務が前を向いて進まないというふうに思いますので、これも要望をしておきます。

それから、次に、県職員との連携、あるいは県との橋渡しといいますか、そういうようなことについて質問をしていきたいというふうに思います。私は今、特に事業課の中で連携が

非常に薄れておるのではないかというふうに思います。例えば、職員さんに県のこういうような仕事を、どの課のどなたに連絡をしたらいいのかということをお聞きすると、なかなか即答しにくいというふうな状況ではないかと思っております。県との連携が密にとれていると、即名前も出てくる。この仕事はどこの課とすぐ出てくるはずなんです。ところが、非常にその辺が薄れているのではないかというふうに思います。特に補助事業をしてる課については、本当に県と綿密に連携を重ねていくことが補助金の増額にもつながる。あるいは新規の事業、こういうようなものの情報も入手できる。こういうふうなことが一番大事であるということですので、本当に今、失礼な言い方をしまして悪いですけども、県との交流というのか、そういうようなことは本当に薄い。ほとんどされてないに近いのではないか。だから、その辺をきちっと改めてもらいたいというふうに思うわけですけども、その辺はいかがなものですか。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

県が所管いたします補助金でありますとか許認可業務等におきましては、奈良県職員に対する日々の情報収集、場合によっては直接打ち合わせをするなどして関係を保っていくことの重要性は認識しております。この点は、各部の管理職を通じて各職員に意識づけしておくことが必要と考えてございます。また、県とは交流人事も実施しておりまして、直近では平成21年度から実施されている相互派遣実務研修制度を活用いたしまして、平成21年、平成22年、平成27年及び平成29年に相互派遣による交流を行ってございます。本年交流している職員につきましては、翌平成30年も引き続き派遣することになってございます。県の交流人事を通じまして派遣職員の事務能力の研さんにつながるのみならず、業務の中で得た県職員とのネットワークを市に戻ってから活用できるものと考えてございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、県との関係は重要だと認識してるということでありまして、県と相互派遣というようなこともおっしゃいました。今、奈良モデルの話が出なかったわけですが、奈良モデルは荒井知事が提唱されて、今ほとんどの市町村で県との事業については奈良モデルというふうに言われてますし、奈良モデルの協定を結ばないと事業ができませんというところまで言われてきておる。これは、市町村は非常に財政が弱い、県の方である程度援助してあげましょう、こういうようなことやと思います。ただし、市町村で事業も何もしないということであれば、県の事業は投入できませんと、こういう趣旨だと思うんです。そこで、本当に葛城市が奈良モデルとして採用していただけた一番よい事業と言え、私は弁之庄・木戸線であると思っております。まさに尺土駅前整備が今進んでおります。その西側、南北道路はもう十何年も前からやかましく言っておりますし、平成18年に3首長で県の方々に要望を出しておりました。そのときには奈良モデルというようなものがなかった時代です。しかし、先ほど言いましたように、奈良モデルに協定をしないとなかなか県道の採択がしにくいということです。私は、職員さんも副市長にもお願いしたいのは、副市長は就任していただいて1年弱、市長は就任

されて1年余りたつわけです。やはり弁之庄・木戸線は市長の公約にも掲げられてると思います。尺土駅前を整備する。しかしながら、弁之庄・木戸線が完成できなかったら、尺土駅前には、フル回転はできません。入ってきて同じ場所へ出ていく。これが尺土駅前なんです。ですから、弁之庄・木戸線を早急に完成しないと、中南和の玄関口にふさわしいようなまちづくりはできません。ですから、県と連携をして本当に平成30年度中でも構わんと思いますが、奈良モデルが採択されるようにお互いに努力をしていただきたい。一日も早く着工できるようにしていただきたいことを、お願いをしていきたいというふうに思います。

次に、外部に情報が漏れる問題についてでございます。最近、職員の間から、情報が漏れておるということをよく耳にするわけでございます。市民からも問い合わせもいただくわけでございます。その問い合わせについて関係する職員に聞きますと、漏れておるといようなことがあるかと思うわけですが、私は、公務員は地公法で守秘義務が一番大きな問題、重要な問題が第34条で明記されておる。こういうようなことも肝に銘じて仕事をしていただいておりますけれども、現実にはそういうことがあるとしたら、行政側としてどういうふうな把握をされてるのか。その辺もお答えをしていただきたいというふうに思います。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、職員の守秘義務についての制度的な整理でございますが、地方公務員法第34条第1項におきまして、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」とございまして、これに違反した職員に対しては、地方公務員法第29条第1項及び第4項、葛城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び葛城市懲罰審査委員会設置要綱に基づき、必要な処分を行うこととされてございます。職員に対しましては、地方公務員法第32条に基づきまして、同法第34条第1項を遵守することを日ごろより意識づけるとともに、上司からも職務上の命令として、職務上知り得た秘密についての情報管理の徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、答弁の中で、私が質問した内容にふれられなかったというふうには思いますけど、もしそれがあつたら、やはり行政内部で自分の職責はどのようなものかということをもまず理解することが大事だと思いますし、個々の危機管理、危機意識が一番大事ではないか。こういうようなことがほんの一部の職員でしかないというように私は思っておるわけでございます。しかし、これが本当の事実としたら、行政全体の問題として大きな問題になっていくということを私は危惧するわけでございます。守秘義務というのは非常に難しい。もしこれがどんどん広がっていくと、刑事事件にも広がっていくというようなことになりますので、こういうようなことにならないように人事の管理をしていただく、企画部の方でそういうことをきちっと徹底するようにお願いをしていきたいというふうに思います。職員研修も大事です。しかし、通り一遍の研修だけではなしに、日ごろからそういうようなことをやってもらって、そういう職員がおらない行政づくりをやってもらいたいということをお願いしてお

きます。時間もないので次の質問は割愛させていただきます。

私の質問はこれで終わっておきます。本当にありがとうございました。

吉村議長 岡本吉司君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時57分

再 開 午後 1時30分

川村副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村副議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、松林謙司君。

松林議員 皆様、こんにちは。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は3点でございます。まず第1点目は、広域避難所の耐震化の推進についてということで質疑を進めさせていただこうと思いますが、先ほど一般質問された岡本議員と内容的に重複する部分もございますので、今回は広域避難所のうち、特に3カ所の体育館施設について質疑をさせていただきます。

2点目は、兵家イトピア地区内に新たな投票所開設の要望について。

3点目は、デマンド型交通導入に際しての利便性の確保についてであります。

これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

川村副議長 松林君。

松林議員 それでは、まず第1点目の災害発生時の広域避難所の耐震化についてであります。最近地球温暖化の影響とも言われておりますが、大型台風の上陸、大雨洪水土砂災害、また、いつ発生するかわからない地震災害の発生など、さまざまな災害で被災した人たちが避難する建物、施設であります。当然、広域避難所として一定の耐震化が確保されてなければならないと思いますが、葛城市内で13カ所の広域避難所が指定されておりますが、その広域避難所の内訳と施設の耐震状況についてお示してください。

川村副議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまご質問の広域避難所の内訳と耐震の状況についてご説明をさせていただきたいと存じます。まず、災害時の広域避難所と指定しております各公共施設についてでございますが、現在13カ所ございます。そのうち小学校、中学校の体育館、こちらが7施設、社会福祉施設が2施設、残りの4施設が社会教育施設となっております。特にそのう

ちの3カ所の体育施設につきましては、耐震性が確保されると言われます昭和56年6月以降の新耐震基準によるものが、昭和58年建築の葛城市当麻スポーツセンターの1施設、また、昭和56年5月以前建築の旧耐震基準によるものが、昭和50年建築の葛城市民体育館、また、昭和55年建築の葛城市新庄スポーツセンターの2施設となっておる状況でございます。ご質問の、特に体育館3施設につきましては、ふだん体育施設として使用されておまして、災害発生時の際には地域の防災拠点として、避難した人や住居を失った被災者、高齢者、障がいのある方等の要支援者が集まることを想定しておまして、平成29年度におきましては、市民体育館の耐震診断を今年予定しており、残る新庄スポーツセンターにつきましては、順次計画的に診断を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 今、3カ所の体育館施設を挙げてくださいました中の新庄スポーツセンターですが、現行の設備に不備があるとお声をいただいております。この発言の場をおかりいたしまして、そのお声を紹介させていただきます。まず第1点目が、新庄スポーツセンターの床面が剥がれかけているところがある。また第2点目が、バレーボールをする際に天井のライトがまぶし過ぎてプレーがしづらい。そしてまた、3点目が、プールとその更衣室が非常に老朽化をしており、使いづらいとお声をいただいております。行政当局におかれましては、至急に改善していただきますようによろしくお願い申し上げます。

さて、本題に入らせていただきますが、葛城市におきましても市内を中央構造線断層帯の活断層が走り、内陸型地震の発生も心配されるところであります。国連開発計画では、防災・減災対策に1ドルを投入するごとに、災害時に生じる経済損失の7ドル分を回避できると指摘しておりますが、これは経済的損失の話でありまして、何よりも尊い命を守る投資を惜しんではなりません。「天災は忘れたころにやってくる」とは物理学者の寺田寅彦先生の残された有名な警句であります。過去の災害の教訓を忘れることなく、日々の備えをすることの大切さを言われております。市民の大切な命を守るために、事前に災害が起こったときのために備えて自然防災の備えを。災害で被災した市民は安心してどこに避難すればよいのでしょうか。いまだ新耐震化基準に満たない広域避難所の建物、施設は、一日も早い耐震化を進めていただくように強く要望いたします。

さまざまな災害で被災した人たちが避難するその避難先を、大きく一時避難所と広域避難所に分けて避難所リストとして指定されておられますが、その違いをお示してください。

川村副議長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいまご質問のありました、一時避難所と広域避難所の違いにつきましてご説明を申し上げたいと思います。まず初めに、一時避難所につきましては、災害の状況によりまして各大字や自主防災組織ごとに避難者が一時的に集合し待機する場所でございます。また、広域避難所への避難する前の中継地点にもなり得るものでございます。なお、本市におきましては、各大字公民館等で60カ所を指定しているところでございます。

続きまして、広域避難所でございますが、こちらにつきましては、災害によって生活をす

る場所がない場合や、避難が長時間に及び宿泊する必要があるときの避難所であり、学校の体育館などを指定しておるところでございます。また、家族の安否確認、情報の提供、食料、水、救援物資などの配給体制を確保し、一時的な生活の場となるものでございます。なお、本市におきましては、小学校、中学校の体育館やスポーツセンターなど13カ所を指定しておるところでございます。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 つまり、広域避難所に避難する人は、避難が長時間に及び宿泊をする必要がある人、また、一時的にしる、広域避難所を生活の場とせざるを得ない、場合によっては避難所生活が長くなる場合も出てくる可能性もあろうかと思われま。過去発生しました阪神淡路大震災や新潟県中越地震などのときの避難所生活の問題点がさまざまと浮き彫りになっております。多くの場合、体育館が避難所として使われることが多く、さまざまな問題点が挙がっております。居住スペースの狭さ、プライベートの確保などさまざまありますが、その中で暑さ、寒さ対策の問題が挙げられております。多くの場合、体育館には冷暖房装置がなく、新潟県中越地震では防寒対策として体育館に畳やマットを敷いたり、能登半島地震では避難所にストーブが持ち込まれたりしております。また、新潟県中越地震では、ある避難所では扇風機を30台持ち込んだが、日差しの影響もあり体育館は蒸し風呂状態であったため、さらに暑さ対策として氷柱を避難所へ持ち込んだという例もあります。葛城市におきましても13カ所の広域避難所のうち、ふだんは体育館、スポーツセンターとして使用されております。新庄スポーツセンター、市民体育館、當麻スポーツセンターの3カ所、おのこの体育館としての稼働状況と、昨今特に気をつけねばならぬ課題の1つであります、夏場の熱中症対策についての取り組みをお伺いいたします。

川村副議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお伺いいたします。

ただいまご質問の、當麻スポーツセンター、新庄スポーツセンター、市民体育館の3体育館の稼働状況の方でございますが、3体育館とも体育協会の連盟、登録クラブ、またはスポーツ少年団の年間を通じての定期的な利用と、當麻スポーツセンター、市民体育館は、土曜日、日曜日を中心とする各種大会、体育協会主催のスポーツ大会、各競技ごとの県大会、体育協会の各競技連盟主催大会等でございますが、そういったものの利用並びに市の行事、イベント等での利用がございます。それ以外是一般市民の方のスポーツ、体操を初め、多種多様にわたり利用されております。3体育館とも休館日を除き、1年間を通じ終日利用のない日はほとんどなく、稼働率は非常に高い状況でございます。

次に、熱中症対策の方でございますが、現状といたしましては、日常的な体育施設としての利用時は、今年度から熱中症計を貸し出しさせていただいております、各利用者の責任の範囲で適時休憩と水分補給をいただきながら利用されているのが現状でございます。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 平常時は体育館として、また災害発生時には広域避難所として暑さ、寒さ対策、熱中症対策に対するために、冷暖房装置の設置を要望いたします。また、体育館の施設に取りつけの冷暖房装置ということになりますと、予算も高額となることもあります。予算的にもなかなか実現が厳しいのであれば冷房のみの機能となるかもわかりませんが、せめてスポットクーラーを複数台配置していただくこともご検討ください。そして、災害発生時には安定した電源が確保できるという保証がないため、冷暖房装置を稼働させるための非常電源装置の設置もあわせて強く要望いたします。

改めてお伺いいたします。施設の冷暖房装置の設置状況、また熱中症対策としてのスポットクーラーの設置状況及び非常用電源装置の設置状況をお示しください。また、これらの設備が設置されていないのであれば、今後どのように考えておられるのかお聞かせください。

川村副議長 和田教育部長。

和田教育部長 基本的に3体育館とも、現状では空調設備の方はございません。非常用電源装置については、當麻スポーツセンターには設置されておりますが、その他2体育館には設置の方はございません。なお、熱中症対策としてのスポットクーラーも現状のところございません。今後は災害時につきましては、防災担当部署とも協議しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。なお、日常的な熱中症対策としては、冷房装置にかわる工場扇、いわゆる大きな扇風機でございますが、それを数台、當麻スポーツセンターには現在配置しているところでございます。スポットクーラーにつきましては、今後、費用対効果を含めまして、配置の是非を検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 次に、私の質問の第2点目であります。兵家イトーピア地区内に新たな投票所の開設をお願いしたいとのご要望を複数いただいております。このご要望をいただいた背景には、少子高齢、人口減少という社会背景が多分に影響していると思われませんが、葛城市内の高齢化率と兵家イトーピア地区の高齢化率をお示しください。

川村副議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部長の安川でございます。

ただいま議員より質問のありました高齢化率の状況についてご説明申し上げます。まず、高齢化率でございますが、その地域の総人口における65歳以上の人口の占める割合を示すものでございまして、葛城市の高齢化率につきましては、今年12月1日現在でございますが、約26.9%となっております。また、議員仰せの兵家イトーピア地区の高齢化率についてでございますが、こちらは約49%となっている状況でございます。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 葛城市の高齢化率は26.9%、兵家イトーピア地区の高齢化率は約49%ということで、葛城市内の他の地域に比べて、兵家イトーピア地区は高齢者の方が多く住まわれておることであろうかと思っております。全国的に高齢者の実態調査を見ますと、徒歩で外出するのに際し

て、外出時に障がいを感じていることはありますかと、こういう問いに対しまして、特にはないと感じる方が44.5%、残りの方々は、道路に段差、階段、傾斜があったり、道幅が狭いなど何らかの形で不安と不便さを感じておられます。過去に兵家イトピア地区内に新たな投票所開設の要望は上がっておりますか。お答えください。

川村副議長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいまのご質問でございますが、平成27年5月におきまして、大字兵家区長様より同地区の投票所増設の要望書をいただいた経緯がございます。その内容についてでございますが、兵家イトピア地区において高齢化が進んでいることから、兵家イトピア地区から現在当該地域の投票所となっている公民館兵家分館まで、道路状況や駐車場スペース等の現状を鑑みれば非常に不便であり、兵家イトピア地区内にある兵家老人憩の家を新たな投票所として増設していただきたいという旨の要望書でございました。本要望に関しましては、選挙管理委員会に現状報告をいたし協議いただいた中で、同年6月に次のような回答を選挙管理委員会より行わせていただいております。その内容につきましては、地域の高齢化に伴った高齢者の投票環境の向上につきましては、選挙管理委員会といたしましても十分留意すべきと認識しているところではございますが、葛城市の選挙当日の投票所数は、旧新庄町の15カ所、また旧當麻町の16カ所、合計で31カ所の投票所を継続している状況であり、また、投票日前日までの期日前投票期間中においては、期間中を通じて2カ所を開設しているなど、1投票所当たりの有権者数や面積などからも、他市の状況と比較いたしましても多く設置している状況にあります。さらに、旧自治省から示されております投票所の増設基準におきましては、投票所までの距離が3キロメートル以上で、投票区の選挙人数がおおむね3,000人超の場合に増設に努めることとされているところであり、このような観点から、現時点におきましてはご要望に沿うことは困難な状況であるという趣旨の内容でございました。なお、本要望以降におきまして、同地区における投票環境の改善といたしましては、公民館兵家分館の駐車場スペースの増設や、本市コミュニティバスとして環状線ルート、またミニバスルートの停留所の増設等が行われたところでございます。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 今いただきましたご答弁の中で、旧自治省から示されております投票所の増設基準で、投票所までの距離が3キロ以上で、投票区の選挙人数がおおむね3,000人超の場合に増設に努めるとするということでありましたけども、一定の基準を述べられましたが、現在、少子高齢、人口減少という時代の流れの中で、地方に行けば過疎化が進み、旧自治省の示すところの投票所の増設基準は、現在の社会情勢には余りそぐわぬ基準ではなからうかと感じるころであります。兵家イトピア地区に新たな投票所開設の要望がたびたび上がること自体、そもそも何がしかの困難となる問題があるのではないのでしょうか。兵家イトピア地区から現在投票所が開設されております公民館兵家分館まで、徒歩で投票に行くことに不安と不便さを感じておられるからではなからうかと感じます。また、自動車投票所まで行くということになりますと、現在の投票所である公民館兵家分館までのルートは、旧村内の道幅の狭

い道路を運転することになり、少し注意しなければ危険ではなかろうかと思われま。高齢で自動車の免許を返納されておられる方もおられるかも知れません。また、最近核家族化が進み、同居家族の運転で一緒に投票に行けるとも限りません。

投票環境の観点から更に述べさせていただければ、兵家イトピア地区内に新たな投票所開設の要望のお声は、いわばさまざまな理由で投票所に行きにくくなったり、投票がしづらくなった、投票に行きたくても行けないという高齢者自身のお声ではなかろうかと思ひます。新たな投票所開設の要望は兵家イトピア地区のみということですが、他の地方自治体におきましても、昨今、投票率の向上に向けて投票環境の向上に取り組み、努力をしているところでございます。国政選挙、地方選挙を通じて投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは重要な課題ではなかろうかと思ひます。投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を投票できない側面があるのであれば、公正確保に留意しつつ、少なくともそのような制約についてはできるだけ解消、改善し、有権者一人一人に着目した更なる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきではなかろうかと思ひます。

また、投票環境の向上、投票環境の確保という観点で更に申し上げれば、突発的な事象によって、今まで投票しやすい環境にあったものが投票しづらい環境に一変することもあります。本年10月22日の葛城市の市議会選挙と衆議院選挙の同日選挙が実施され、しかも当日は大型台風の接近する大雨の中ではありましたが、柿本の投票所の近くで火災が発生したため、柿本の投票所に向かう道路に警察によって立ち入り禁止のテープ、規制線が張られ、投票を断念した人も多数おられます。投票に行きたいと申告すれば通行できたようではありますが、そのことを知らずに投票を断念された方がおられます。今後、火災などの突発的な事象によって、今まで投票しやすい環境にあったものが投票しづらい環境に一変した場合の選挙管理委員会の対応と、また、兵家イトピア地区に新たな投票所を開設していただけるかどうかお答えください。

川村副議長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいまのご質問に対する回答でございますが、まず、10月に執行されました選挙当日におきましては、台風による暴風や大雨があらかじめ予想されておりましたので、選挙事務に従事する予定であった者を、事前に災害対策本部の人員に振りかえるなど、不測の事態に対応すべく態勢を整えていたところでございます。

一方、火災におきましては、合併後の選挙におきまして、選挙当日の事務従事中に投票所付近で火災が発生したという事案を経験したことがない中で、当該投票の事務従事者と随時連携をとり合い、火災発生時における投票所の屋内外の状況報告や投票者の安否等の確認を行っていたところございまして、火災発生時以降、投票所を閉鎖することなく午後8時まで投票ができる環境でございました。消防署等の消火活動により投票所までの一部の経路が通りづらくなっていたという状況につきましては、把握できていないところもございました。今後、このたびいただきましたご意見を消防署とも共有いたしまして、有権者の投票環境の維持に努めていきたいと思ひます。

最後に、兵家イトーピア地区の投票所増設についてでございますが、現時点におきましては、何ともお答えしかねる点もございます。しかしながら、葛城市の投票環境全般につきましては、特に高齢化対応などは一地域だけの問題ではなく、市全体の問題として受けとめまして、整理統合等再編を行う際につきましては、調査を行っていかねばならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、私の最後の質問、第3番目に入らせていただきます。本年9月の葛城市議会において、公明党の内野議員、また他の議員からもデマンド型交通導入に対して一般質問もあり、担当部局より回答をいただいておりますが、その質疑の内容によりますと、今後コミュニティバスの路線運行ルート、運用形態にかかわる全体的な見直しを予定しているということで、コミュニティバスの契約が平成31年3月31日までとなっているため、平成31年4月の改編が適当と考える。日程的に平成31年4月の改編を視野に入れた場合、この準備、手続のため、平成30年6月までに地域公共交通活性化協議会でデマンド型交通導入も含めた協議の調整を行い、コミュニティバスは路線運行ルートの見直し、またデマンド型交通導入による全体的な運用形態の見直しを計画しているということで、これによろしいのでしょうか。この計画のとおり進むと、デマンド型交通の導入は、コミュニティバスの路線運行ルート、運用形態の改編が行われる平成31年4月からの導入という認識でよろしいのでしょうか。改めてお伺いさせていただきます。葛城市におけるデマンド型交通導入の進捗状況をお示してください。

川村副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ただいまの松林議員からのご質問にお答えさせていただきます。

9月議会以降の状況でございますが、現在運行しておりますコミュニティバスにつきましては、10月より議員ご案内のとおり、平成31年4月の改編を視野に入れまして、地域公共交通活性化協議会におきまして、路線運行ルートやデマンド型交通の導入も視野に入れた運用形態に係る全体的な見直しの検討を始めているところでございます。地域公共交通活性化協議会でございますが、こちら、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき設置されている法定協議会でございます。本市公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、市民または地域公共交通の利用者、近畿運輸局、県等、本市の地域公共交通を取り巻く多様な主体が参画いたしまして、地域公共交通の最適かつ持続可能なあり方について総合的に検討、合意形成を行い、その合意がなされた取り組みを実施するために、各主体間の意見調整を図るための組織でございます。なお、先ほどご提示の答弁でも申し上げましたとおり、デマンド型交通を導入するに当たりましては、地域公共交通活性化協議会での協議を整えた上で、近畿運輸局に対する道路運送法に基づく事業計画等の変更認可等が必要となってまいります。

10月に開催されました地域公共交通活性化協議会におきまして、デマンド型交通導入に当たりましてはさまざまな意見が出されてございます。具体的に申し上げますと、例えば、病院施設までのアクセスにつき、デマンド交通の採用を求める意見がございました一方、デマンド交通は便を設定するためのオペレーションが発生いたします。また、走っていない時間帯も運転手や車両を押さえておく必要があるため、見えない費用が発生するといったご意見、また、そもそもタクシー業界に対する圧迫につながるのではないかとといったご意見もございました。市といたしましては、デマンド型交通やコミュニティバスは、主に高齢者、障がい者等の交通弱者と呼ばれる方々のために、もともと交通空白地域であるところや、あるいは民間事業者が撤退した路線の交通手段をカバーするために、既存の公共交通機関との連携にも配慮した形で運行するためのものであるという原則に立ちながら、地域公共交通活性化協議会においてさまざまな立場から意見が交わされることにより、デマンド型交通導入の是非も含めて検討が行われていくことが望ましいと考える次第でございます。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。デマンド型交通の運行は平成31年4月ということで、再来年4月からの運行開始ということですが、それまでの間、自分で自動車を運転して買い物や通院をすることができなくて不便な思いをされておられる高齢者の方々への支援といたしまして、高齢者の方々へタクシー券を配布していただくこともご検討いただければ大変に喜ばれるのではなからうかと思えます。さらに、具体的にご提案を申し上げますれば、例えば、後期高齢者医療制度に加入する年齢の75歳以上の高齢者の方で、自動車運転免許証を返納された方や、また、自動車を運転して買い物や通院などの交通手段のないご家庭にタクシー券の配布をしていただくこともぜひともご検討をお願いしたいと思えますが、このことに対するお考えをお示しく下さい。

川村副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 まず、現状における取り組みについてご紹介させていただきます。まず、現行のコミュニティバスでございますが、高齢者に対する優遇措置につきまして、70歳以上の方は半額にしてございます。また、福祉施策の観点から、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所有している障がい者及び各手帳に基づく介護人1名は、無料で利用できる状況でございます。

また、同じく福祉施策といたしまして、タクシー券の配布を身体障害者手帳1、2級または療育手帳A、A1、A2の所持者を対象に行っております。年間24回を限度といたしまして、葛城市と契約したタクシー業者のタクシー初乗り分の基本料金を助成している状況でございます。さらに、訪問介護分野におきましては、通院等で指定訪問介護事務所の訪問介護員等が運転する車両による運送におきまして、一部の事業所による運送に対して、先ほど申し上げた福祉タクシー券の利用が可能であったりとか、あと、障害者料金割引の適用が受けられたりする状況でございます。

先ほど議員よりいただきましたご意見につきましては、福祉施策としての対応にも留意い

たしますが、今後の地域公共交通活性化協議会における全体的な見直しの検討に当たっても、ご議論の参考として紹介させていただきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。

次に、デマンド型交通を導入するに際しまして、その運行方式も市民の要望に沿った方式が選択されると思いますが、香芝市におきましては既にデマンドタクシーが運行され、数百カ所の乗降場所を指定して、きめの細かいサービスを行っております。全国の高齢者生活実態調査によりますと、生活で困っていると答えた高齢者の方々の具体的に困っていることとはどのようなことか、このようなアンケートに対しまして、1番目が、布団、干し物など大物の取扱いが大変であると。2番目が、買い物が大変であると。3番目が、通院が大変である。4番目が、役所への手続などが大変であると。以下さまざまなお声がこの実態調査から読み取れます。特に高齢者の方が自分で買い物ができるように乗降場所を商業施設に、また、駅や福祉施策、行政施設、市民のよく利用する病院など、市民の生活に密着した場所をご検討いただきたいと思います。

現在、コミュニティバスは大和高田市立病院まで運行しておりますが、デマンド型交通が導入された場合、大和高田市立病院まで運行していただけるのか。こういった不安のお声もいただいております。デマンド型交通が導入された場合、葛城市外となりますが、大和高田市立病院まで運行していただけるのかということと、また、御所市の済生会病院まで運行してもらえないのかと、このようなお声もお聞きしております。改めてお伺いさせていただきますが、デマンド型交通が導入された場合、葛城市外となりますが、大和高田市立病院まで運行していただけるのか、また、御所市の済生会病院までの運行もその計画の中でご検討いただけるのかどうかお答えください。

川村副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 まず、デマンド型交通の導入の是非自体でございますが、こちらは地域公共交通活性化協議会におきまして、市からの導入のメリット、デメリットを提示させていただきながら、こちらの協議会における協議で行われていくということになります。一方、議員のご指摘がございました乗降場所に商業施設や行政施設、病院など市民の生活に密着した場所を設定するといった観点につきましては、こちらの協議会における今回の全体的な見直しの中で、利便性を高めるアプローチとして積極的にご議論いただきたいと思いますと考えている次第でございます。また、大和高田市立病院へのアクセスにつきましては、現行のコミュニティバスにおきましても高いニーズが確認されてございます。また、さきに申し上げました、市民の生活に密着した場所を設定するという観点からしても、今回の地域公共交通活性化協議会における全体的な見直しの検討の中でも、運行の形態はさておきまして、ルート存続を前提に進めてまいりたいと考えてございます。

一方、御所市の済生会病院でございますが、こちらは、現在受けている国庫補助金の性質上、ルート設定をすることが難しい状況にございます。詳細を申し上げますと、現行のコミ

コミュニティバスが受けている国庫補助金のメニュー、こちらは地域内フィーダー系統確保維持事業という長いタイトルでございますが、こちらはバス路線を幹と枝の関係としてとらえるものとなっております。こちらの事業における補助を受けるための要件が設定されてございまして、幹である補助対象地域間幹線バス系統を設定した上で、この系統を補う枝であるフィーダー系統、こちらは現行のコミュニティバスに当たるものでございますが、こちらを設定する必要がございます。現行設定している幹、補助対象地域間幹線バス系統は、奈良交通の八木新宮線及び高田五條線でございます。実は済生会病院は、近隣に両系統が停留いたします御所済生会病院停留所がございます。ですので、市内から済生会病院へのバスによるアクセスにつきましては、八木新宮線及び高田五條線を活用していただくこととなります。わかりやすく申し上げますと、幹の部分に枝を通すことは制度上できないということになってございます。また、地域公共交通活性化協議会における今回の全体的な見直しにおきましては、引き続きまして八木新宮線及び高田五條線を補助対象地域間幹線バス系統とすることを前提にして進めているところ、この点をご理解いただければと存じます。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 新たにデマンド型交通の導入に、特に高齢者の方が行きたいところに気軽にいつでも行くことができ、自分の手で見えて買い物をしたり、また気軽に通院や友人や知人にも会いに行くことができる、このような日常生活では当たり前のことを、高齢者の方々にも気軽に外出を楽しむことができるようになれば素晴らしいことではなかろうかと思えます。また、このことが高齢者の皆様の新たな生きがいや希望につながればと思っております。いずれにしましても、新たに導入されるデマンド型交通システムに対する市民の期待は大きいものがあります。デマンド型交通システム導入に際しましては、その運用ルート、運用形態の改編の取り組みはどこまでも市民の期待に応える形になることを切に要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川村副議長 松林謙司君の発言を終結いたします。

次に、6番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、谷原一安君。

谷原議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。日本共産党の谷原一安でございます。私の質問は4点ほど予定しております。

1つ目、道の駅かつらぎ建設にかかわる住民監査請求の監査結果について。

2つ目、国民健康保険事業の県単位化と葛城市の取り組みについて。

3つ目、小・中学校エアコン導入後の教室内の湿度管理とインフルエンザ予防対策について。ただ、この点につきましては、質問通告をした後に行政側とのすり合わせの中で、教室内の湿度について法令上に基づいて適切に管理してるデータも見させていただきましたので、問題の所在だけを指摘させていただくこととなります。理事者側の方には答弁を準備していただいておりますけれども、問題の所在だけを指摘させていただきます。

4つ目、子ども医療費の窓口支払いについて。

以上4件でございます。

これからの発言につきましては、質問席にて発言させていただきます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 では、最初の質問をいたします。道の駅かつらぎ建設事業にかかわる住民監査請求の監査結果にかかわりまして質問をいたします。我が党の白石栄一前議員を代表とする住民グループが、地方自治法第242条に基づき、8月31日付で住民監査請求を行いました。請求の要旨は、葛城市において平成28年11月にオープンした道の駅かつらぎの建設工事に関連して、架空の工事契約が締結され、あるいは不可解な内容の補償契約が締結され、その結果、違法な支出がなされたことにつき、調査の上その是正を求めるというものでありました。この住民監査請求提出直後の本年度第3回定例会、9月議会ですが、本会議の一般質問において白石議員はこの問題を取り上げて、違法な支出があることをただしました。そのことは、議会日より第27号に要旨が紹介されているとおりでございます。その際、市長は答弁として、行政は法にのっとって手続をとるのが常識、指摘の重大性に鑑み、早急に誠実に調査すると答弁されておられます。さて、その調査の進捗についてお伺いしたいと思います。

川村副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員の質問の中でふれておりました内容は、9月8日の白石前議員の一般質問についてのお問い合わせとお見受けいたしました。この中で市長の答弁にて申し上げました調査というのは、葛城市市政検討委員会での調査検討のことでございます。そもそも平成28年第4回葛城市議会定例会におけます白石前議員の一般質問の内容を受けとめまして、平成29年4月10日付で道の駅事業における取扱いについて、市長より市政検討委員会に対して包括的に諮問を行ってございます。その後、同委員会におきまして疑義のあるものについて段階的に絞り込んでまいりましたが、さきに申し上げた白石前議員の一般質問におけるご指摘の点も踏まえまして、対象を更に絞りまして詳細に調査していきまして結果、同年10月10日付で答申をいただきまして、13日には当時の議員皆様に対して同答申結果についてメールボックス等でお伝えするとともに、記者会見も行いました。

同答申におきましては、次に申し上げる点について市に検討を求める内容になってございます。こちら、大きく3点ございます。まず1点目は、道の駅かつらぎ事業における建物移転補償契約についてでございます。答申におきましては、かいつまんで申し上げますと、市が道の駅かつらぎ用地取得におきまして、同用地に所在する相手方との建物移転補償契約に当たりまして、現契約及び追加変更契約について土地開発公社と市を各当事者とした2本の契約書が併存して作成されて調印がなされていた。土地開発公社が紹介した移転先の土地に産業廃棄物が埋まっていたことが判明したことについて、市が道の駅かつらぎの用地取得のために締結した現契約に定めた補償金額を2,500万円増額するという変更契約を締結するという便法を使って、先ほど申し上げた上記の別件の契約に係る補償の一部を市に負担させて支出させたことは、何ら法的根拠を持たない不正支出であるといまして、委員会として

は、市はその支出をさせた者について、背任罪、民事賠償請求等の法的責任を追及することにつき検討すべきであるとしております。

2点目は、中戸及び太田地区における道路改良工事についてでございます。答申におきましては、相手方の移転先の土地に産業廃棄物が埋まっていたことについて、これを補てんするため4カ所の架空の市道補修工事を捏造し、当該敷地内の造成工事等を実施した件について、法的根拠のない支出であって不正支出であるとしたしまして、先ほど申し上げた案件と同様、市はその支出をさせた者について、背任罪、民事賠償請求等の法的責任を追及することにつき検討すべきであると結論づけております。

3点目でございますが、南阪奈側道、第1号線改良工事、その2工事でございます。答申におきましては、建物移転補償契約によれば、相手方がみずから建物移転を行う費用も補償費に含まれており、相手方はみずから建物の取り壊し工事をすべきであったが、実行されていない。しかるに、実際には市が発注した業者によって取り壊し工事が実施され、当該工事の費用も市が支出している。当該支出は何ら法的根拠のないものであり、不正支出であるとしております。また、仮に市と相手方との間での建物移転補償契約によって処理されるべきものであったとすれば、市が行った建物取り壊しに係る費用の請求を怠っているとして、先ほど申し上げた2件と同様、市はその支出をさせた者または当該建物取り壊しに係る費用の請求を行った者について、背任罪、民事賠償請求等の法的責任を追及することにつき検討すべきであると結論づけております。

以上3点の内容を受けまして、市といたしましては、同答申及びその後平成29年10月30日付であった住民監査請求に対する結果、勧告を受けまして、それをいずれも厳粛に受けとめまして、しかるべき対応を行っていく次第でございます。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 市長には誠実に約束を守って調査していただきましたこと、感謝申し上げます。また、引き続きその他の件も調査していただくようお願い申し上げます。既に入札の件などにつきましては大きく改善し、本当に入札金額が引き下げられ、市民のためになっておることであります。引き続き市政検討委員会でのさまざまな調査をよろしくお願いしたいと思います。

さて、今ご答弁の中にもありましたけれども、10月30日には白石前議員が代表となった住民監査請求による監査結果に基づきまして、監査委員が市長に勧告を行いました。そして、その勧告内容について、同日、監査請求代表者の白石氏に通知されました。この監査では市政検討委員会の答申書とは異なって、前市長、前副市長、平成28年度の都市整備部理事及び建設課課長補佐3名に事情聴取した上で、その上で前市長及び前副市長、さらには関係事業者への不正支出を認めて、2,500万円の不正な追加補償、あるいは、先ほどご紹介がありましたけれども、不正な工事費、合計およそ3,500万円程度と推定されますけれども、それらについて損害賠償請求ないしは不当利得返還金を請求するよう市長に勧告しております。そして、勧告の日から2カ月以内に措置を講じるとともに、地方自治法第242条第9項の定めにより、それらの措置について監査委員に通知されたいと市長に求めております。市長の諮

問機関である市政検討委員会と違いまして、地方自治法に基づく法的に強制力を持つ勧告で
ございます。10月30日に勧告がありましたから、12月末には措置について監査委員に通知す
ることになっておりますけれども、日が迫っております。先ほど少し回答があったところで
ございますけれども、もう少し詳細に、どのように措置されようとされているのか質問した
いと思います。よろしく申し上げます。

川村副議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。谷原議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずは、住民監査請求の勧告の概要は、議員お述べのとおりでございます。ただ、その中
に、例えば相手方について、等という表現で範囲を示して、その中で実際にどの相手方にど
ういった内容の処理をすればいいのか。あるいはその金額を返してくださいと一般的に平たく
言えばこういう内容になるわけでございますが、それが損害賠償請求であるのか不当利得
の返還請求であるのか。あるいは、それに対してさらに、その金額を法的根拠なく受けとつ
てからの利息の計算等と、あるいは対象の金額について特定をするために算定の行為が必要
なものなど等が、実は監査の勧告内容に含まれてございまして、勧告いただいてそれをその
まま一言一句間違いなくすぐに実行に移せるといったものではなくて、法的な手続をきちっ
と踏まえた上で、誤りなく処理をするために内部での作業が必要な部分が含まれてございま
す。実は、そのあたりについて間違いのないように法律家といいますか、顧問弁護士ともご
相談を申し上げながら、期限でございます60日以内にしかるべき法的措置を実際にちゃんと
とらせていただくこうということで、現在着実にと申し上げますか、手続を順次進めていると
ころでございます。

手続の内容につきましては、これも先ほど議員からご紹介がございましたが、その内容につ
きましては、そもそも勧告をいただきました監査委員に対しまして、勧告の措置の内容につ
いてはご通知を申し上げます。これは法律で求められている手続でございますので、それを
しっかりと踏まさせていただくとともに、その内容につきましてはしかるべき形で、何らかの
形できちっと公表もさせていただく。議員の皆様へのお知らせも含めて、きちっとお知ら
せをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。現在、手続中でござ
います。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 市民の皆さんの関心の大きいところでございます。ぜひ、不当に支払われた公金を市民の
ために取り戻していただきたいと思っております。

さて、この住民監査請求の結果の公表に当たって、あつてはならないことが起きたと聞き
及んでおります。実は、この住民監査請求を白石前議員が請求したその内容が漏れてしまっ
て、住民監査請求を行ったことに対して、言ってみれば、関係の業者から面談の強要などが
続いたという残念なことを聞いております。けしからんことであります。しかし、それ以上
のことが10月30日の当日、監査結果を監査委員が公表するその当日に起きたと聞き及んでお
ります。それは、10月30日当日の午前中に監査委員がまず市長に勧告し、その後、監査請求

代表者の白石氏に監査結果が通知されて、その後、監査委員が法律に基づいて公表するわけでありすけれども、まさに発表するその当の監査結果の文書が、不当な利得を得たとして返金を請求されている当の事業者の手にわたり、監査委員が公表する前にその業者が監査結果について監査事務局に抗議してきたということでございます。まさに監査の公表を妨害するような行為でありますけれども、ゆゆしき事件でございます。

そこでお伺いいたします。これは事実なのであるでしょうか。また、もし情報が漏れているとすれば、調査はされましたか。

川村副議長 松山副市长。

松山副市长 副市長の松山でございます。

谷原議員のご質問でございますが、まず、監査結果の意見におきましても、当時の特別職及び職員に対しての責任追及を行うとともに、適切な処分を講じていただきたいということに加えて、職員の皆様に、全体の奉仕者である原点に立ち返って、市民に対する責任を自覚し、法令に基づいた厳正、公平な職務の遂行に努めることを再認識し、信頼の回復に向けて全力で取り組むことを要望すると書いていただいております。このことについて、職員一同重く受けとめるべきと考えております。私個人といたしましては、職員は、みずからそれぞれ誠心誠意市政のために努力をして職務に邁進していただいているということを感じて疑いたくないわけではございますが、一方では議員がご指摘のような事態が起きた。これにも関連しているのではなかろうかということも疑われているとおりでございます。

情報の漏えいにつきましては、そのことを職員が意識をして、悪意でもってそのことをなしたかどうか。そのことについては厳密な意味では特定はできておりませんが、それにつながるような不用意な対応をしていたというところについては、確認ができております。厳重に注意をしながら、これについては規定に基づいて適切に対応してまいりたいと考えております。ちなみに、こういった職員による不適切な対応が生じた場合におきましては、もともと私たち公務員については、法律によってそのことについて規定がなされておりますが、地方公務員法第29条第1項及び第4項、葛城市職員の懲戒手続及び効果に関する条例及び葛城市懲罰審査委員会設置要綱に基づきまして、それぞれ適切な手続を経まして、場合によっては厳正な対応をしてまいりたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、このような問題が今後とも生じませんように、全職員に全体の奉仕者たる公務員としての遵法意識を高めるべく、幹部職員に対しましても日々の業務において徹底指導するよう指示をいたしたいと、改めて再度確認をして指示をしたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 私は、組織の規律というものは、逸脱した場合は適時にきちっととがめていく、そういうことがなければいかなる組織も規律を保つことはできません。既に10月30日に起きたことであります。もう1カ月以上たっているわけでありすから、その間の調査等あるとは思いますが、しっかりと市長の姿勢を市民に示していただきたいということを要望しておきます。

さて、この件だけではなく、先ほど監査請求の結果ですけれども、その中に不正行為に携わっている職員が数多くいる。これは監査結果の文書を見ても明らかでありますけれども、市民はこれらの市職員に対しても大変厳しい目を向けているところでもあります。市政の信頼を取り戻すために、ぜひ綱紀粛正を図っていただきたいと思います。

さて、こうした職員の綱紀粛正を図る上でも、現場で不正行為を行わせた前市長と前副市長の法的責任を追及することは不可欠であると考えます。地方公務員法第32条には、職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないとあります。つまり、法律に従う、なおかつ上司に従う。この2点を忠実に従わなければならないとしておるわけであります。ところが、上司が不正を部下に行わせる、そうなった場合、大変職員は困難な立場に陥るわけであります。まさに公務員としての矜持を持って、早期に退職された方がいるとも聞いております。また、生活のためやむなく上司に従い、法令を犯してまさにじくじたる思いでいる職員もいらっしゃると思います。したがって、この命令した側の不正の責任を問うことがなければ、葛城市職員の綱紀粛正、魂を入れることはできないのであります。そこで、前市長と前副市長の背任行為について幾つか指摘しながら質問をいたしたいと思います。

私も監査結果を何度見てもわからないことがございました。それは、2通の契約書の存在であります。そこで2通の契約書の条文、白石前議員から情報開示で得たその資料を丁寧に見ていきました。また、お金の流れ、これらの資料についても情報開示請求でいただきましたその白石前議員の資料を見て、表にして分析してまいりました。すると、これはひどいと、そういうことがわかってまいりました。この点につき質問をしてまいります。

今回の不正は、道の駅かつらぎ建設予定地にあったある施設、その施設の建物などの所有者の移転補償にかかわって行われました。まず土地開発公社とその相手方との間で平成26年11月28日に1億4,168万円の補償金を支払うという物件移転補償契約が結ばれています。さらに、平成27年6月16日に、今度は葛城市とその当事業者の間でまさに同じ物件の移転補償費について、まさに同金額の1億4,168万円の土地売買及び補償に関する契約書が結ばれているわけであります。この監査結果によりますと、当事者の説明、前市長か前副市長か、その説明として、土地開発公社の買収では国の補助金がもらえないから、だから葛城市が契約を結び直したのだというふうにあります。これもとんでもないことであります。森友学園の問題、同一工事に3通の異なった金額の契約があつて、それを使い分けて補助金を詐取した。これが籠池氏の逮捕要件でありますけれども、今度は同一金額の内容でありますけれども、まさに葛城市の契約書を後で不正に使われておるわけであります。本来こうした場合、補助金のために葛城市がその事業を引き継ぐのであれば、土地開発公社と葛城市の間で引き継ぎの契約をして、最初の土地開発公社の契約は無効にしておくべきで、一本化すべきであったと思いますけれども、そこでお伺いします。葛城市の当該事業者に対する補償金1億4,168万円は支払われたのでありましょうか。土地開発公社の方は、この金額を支払っている。これは私も資料でわかりましたけれども、葛城市の場合は支払ったのかどうかお伺いします。

川村副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの議員のご質問についてお答えさせていただきます。

あくまで市と建物移転補償契約の相手方との関係でございますが、当該契約に基づいての金銭の支払いは行われていないということを確認しております。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 現在まで支払われていなくて、なおかつ、この契約は有効ですか、お伺いします。

川村副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ご質問の件でございますけれども、現在に至るまで支払いについては行っていないということを確認してございます。一方、契約の有効性というところにおきましては、こちらの建物移転補償契約というのは、土地開発公社とその建物移転補償契約の相手方との間で交わされ、そちらの方で1億4,168万円という支払いがされていて、この点において市と相手方との間の支払いは履行されていないというところでございます。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 つまり葛城市と相手方との契約書については、非常に不正な契約であります。このことをまず頭に置いていただきたいと思います。

さて、土地開発公社と相手方が結んだ契約、物件移転補償契約をしてみると、第3条第1項に、乙、これは土地開発公社でありますけれども、甲、すなわち相手方が合意できる施設建設代替用地を甲である相手方が合意できる内容で、瑕疵のない状態で提供するという契約文言がございます。これは、従来葛城市ではこんな代替用地についての契約など結んだことがないというふうに、これは監査結果の中で前理事者側の説明の中でありまして、まさに土地代替用地についての契約があって、その内容は、土地に瑕疵、例えば産業廃棄物が出てきたと、そういう土地に瑕疵がある場合につきましては、土地開発公社が瑕疵がない状態にして相手方に引き渡すという契約なのであります。

さて、監査結果によりますと、その後、平成27年11月に柞の郷が、その代替用地をボーリングしてみると、あにはからんや、産業廃棄物が検出されたということなのであります。さらに、11月25日から12月10日にかけて葛城市もボーリング調査を行い分析したと、監査通知の中には人体に害がある有害なものは検出されなかったというふうにありますけれども、こうして産業廃棄物が出た。その処理でありますけれども、実はそのおよそ1カ月後、年明けの1月8日に、売買によりその代替用地が相手方へ所有権が移転され、相手方から4,000万円何がしかの金額が支払われております。つまり、契約上は相手方も土地に瑕疵がないということ認めたということになるわけでありまして、私は、代替用地の産業廃棄物の問題は、土地開発公社と相手方との間で契約上終わっていると考えますけれども、いかがでしょうか。

川村副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ご質問の内容でございますけれども、今の経緯につきましては、先ほども副市長からも

答弁がございましたが、市政検討委員会答申を踏まえました法的措置でございますとか、あとは住民監査請求に対する監査結果を踏まえた措置についての検討段階でございます、こちらは相手方の対応というところもあって、そちらについてまだ未定ということでございますので、回答は差し控えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 それでは、続いて、質問を続けていきます。監査結果の通知書を見ますと、関係職員の事情聴取の中で、2,500万円の追加補償や相手方が負担すべき架空工事の費用を葛城市が支出したのは、産業廃棄物の撤去について相手方と交渉した結果でありますと書いてあります。しかし、葛城市の契約書には代替用地に関する文言は全くないのであります。先ほど申しましたように、土地開発公社そのものは、代替用地の土地の瑕疵についての契約はあるわけがありますけれども、葛城市はないと。既に土地の瑕疵についてはないということで相手方も契約上、売買は終了しているわけでありまして、つまり、葛城市が契約上全く支払う義務も責任もない産業廃棄物撤去の費用を支出したということになります。しかもこの2,500万円の支出の仕方でありまして、移転補償費1億4,168万円の支払いをしていないにもかかわらず、先ほどあったとおりであります。法令改善という、これはその理由、これは前回の9月議会の中でも明らかにされたとおりであります、全くその法令改善という理由で2,500万円の追加補償費を上乗せした1億6,668万円の変更契約を結ぶ。本体のお金も払っていないのに、2,500万円上積みして変更契約を結び、その契約を根拠に2,500万円を相手方に支払っているわけでありまして。それが何と土地開発公社の契約終了時、残金として支払われる日と同日に、この2,500万円が支払われている。本来、会計規則によりますと、契約を伴う支出については契約をつけてということになりますけれども、どういう契約でこの2,500万円が会計から払われるのか。こういうところにも職員の不正を感じるわけでありまして、しかも、全くもって不可解な支出を行っているわけでありまして。

刑法第247条には、他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとあります。まさに市民のためにその事務を処理する市長、副市長職にあった者が、第三者の利益を図る目的で、その任務に背く行為をし、まさに市民に財産上の損害を与えているわけでありまして。支払う義務、責任も全くない産業廃棄物撤去費用を、まさに事業者に利益を与える目的で、数多くの職員による不正行為のもと費用を捻出し、市財政に3,500万円を超える損害を与えております。まさに背任罪の要件を満たしているのではないですか。私は、市政検討委員会が背任罪という強い言葉を述べていることに対して、どうもよく読んでわからなかったのですが、まさに背任罪の要件を満たしているものであります。私は、人心を立て直し、綱紀肅正を図り、市民の市政に対する信頼を取り戻すためには、何よりもこの不正を主導した前市長、前副市長を背任罪で刑事告訴すべきであると考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 経緯につきましては副市長の方が説明したとおりでございます。さきの勧告を受けまして、前市長及び前副市長に対しましては、それぞれの違法行為を追及すべく損害賠償請求ないし不当利得返還請求という形で民事責任を追及したいと考えております。また、住民監査請求に対する監査結果の報告から、平成29年10月10日に市政検討委員会から本件にかかわる答申がございました。一部その監査内容にも含まれる内容なんですけれども、その際にも申し上げましたとおり、法律的な問題の検証を今現在もしているところではございますが、委員ご指摘のとおり、市政検討委員会が答申としていただきましたのは、背任行為を含めたという刑事罰も認めた中での対応をなささいということですので、その方針に基づいて速やかにといえますか、着実にその手続を進めている途中でございます。なお、その手続の完了がいつになりますかということにつきましては、この場では残念ながら、申しわけないんですけども、申し上げることはできません。ただ、着実に進めているということは間違いのない事実でございますので、その方針に基づいて行いたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 市民の怒りは本当に大変大きいものがありまして、私も家に帰ると留守番電話に、頑張ってくれと、市長にこのことだけ聞いてくれという声がたくさん入るのであります。まさに市政刷新の市民の願いに応える形で阿古市政が誕生いたしました。今回の市議会議員選挙におきましても、その市政刷新の市民の願いは本当に示される結果になったと思います。どうか阿古市長、今後とも大変重い作業になると思いますけれども、市政立て直しのために邁進されるようお願い申し上げまして、この件についての質問は終わらせていただきます。

さて、続きまして、2つ目の問題であります。国民健康保険の県単位化について質問させていただきます。平成28年度の葛城市の国民健康保険の被保険者1人当たりの保険税額は、奈良県内12市の中でどのような位置にあるのでしょうか、お伺いします。国民健康保険被保険者、保険税の葛城市の税額水準はどの程度の水準にあるか、お願いします。

川村副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまのご質問でございます。国民健康保険税につきましては、葛城市につきましては資産割を含めた4方式をとっております。同じ所得で同じ資産であるという前提での比較になると思います。まずは固定資産税を持たない場合につきましては、12市の中では最低の保険料になろうかというふうに思っております。固定資産を持つ場合につきましては、資産割を26%いただいておりますことから、資産割をとらないところと比べますと逆転する場合がございます。これにつきましては、所得の内容によりまして順位がどの程度になるかということまでは、順位としては出ない結果であろうというふうに思っております。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 今ありましたとおり、固定資産税の問題はありますけれども、奈良県下12市の中では最低と。これは県のいろんな資料を見ましても、12市の中では最も低いということが出ておりま

す。これは、1人当たりの医療費が葛城市は少ない。また、新庄町と當麻町との合併の際に保険税の水準が違いましたので、低い方に合わせるということで、サービスは高く負担は低くという合併の方針に従いまして、一般会計から法定外の繰り入れを行って、葛城市は保険税の抑制を行ってきたからだろうと思います。ところが、県は今、国の方針、法律が変わりましたので、これまで事業者だった市町村と県とが一緒になって運営するという、そういう体制に変わっていかねばならないわけでありまして、奈良県のホームページの中に、奈良県国民健康保険運営方針（案）というものが掲載されております。これによりまして、平成36年に向けて奈良県下の市町村の国保税の水準を統一していくというふうにあるわけでありまして。県下で低い位置にある葛城市の保険税、さらに、先ほど言いました、葛城市独自の保険税抑制措置も行われてますから、低い葛城市の保険税が県の単一化で大きく引き上げられていくのではないかと心配しておりますけれども、今後、葛城市の国保税の額はどのようにになると認識されておられますか。

川村副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 ただいまのご質問でございます。国民健康保険につきましては、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するために、国保法の一部を改正する法律が成立いたしました。国保の財政支援の拡充により財政基盤の強化をするとともに、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担うことにより、制度の安定を図ることとされてきました。奈良県では県民の受益である地域医療の提供水準についても、均衡を図りつつ県民負担の公平化の観点から、同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準が同じとなることを目指していく考えでございます。現在、市町村ごとの基準で算定されている保険料でございますけれども、今ご指摘のとおり、県単位化後は県全体で統一された基準で算定され、県が示す保険料率を参考に保険税率の決定を行うこととなります。被保険者の負担の公平化を図るためには、最終平成36年度には奈良県が目指す同じ所得、同じ構成世帯であれば、県内どこでも同じ水準になりますという統一化において、葛城市も段階的に引き上げる必要があると思っております。

引き上げの幅についてでございます。県では拙速に数字を示さず、まずは拡大される公費の配分を国に確認し、奈良県の制度設計を行うとされており、国民健康保険運営方針を策定し、県内には仮係数が示される予定でございます。年内に示された結果によりまして今後どういうふうになっていくのかということでございますので、今、拙速に数字を申し上げられないというのが現状でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 今おっしゃったことは、奈良県がそういう方向で進められているということでありましてけれども、医療水準の均衡を図りつつというふうにありましたけれども、葛城市は病院もございません。ですから、例えば医療水準が橿原市とか生駒市と比べて高いとは言えないと。その中で負担だけが県下で公平になると。地域の実情を無視して、全県で一律に公平な負担というのは、まさに不公平であります。また、私は資料として、これも奈良県のホームページ

に出ているわけでありますけれども、平成29年度第2回奈良県国民健康保険運営協議会参考資料、これは8月に出たものと思えますけれども、そこにグラフがありまして、各市町村が今払っている水準及びこれから予定されるであろう平成36年の水準が出てるんです。一覧表がずっと出ております。こういう棒グラフで出ておるわけでありますけれども、この中を見ますと、葛城市の場合は、年間平均であると思えますけれども、最大2万円から3万円、1人当たり引き上がると。4人家族だったら8万円から12万円ということになるわけでありますけれども、これが出たためにかなり大騒ぎになりまして、県の方はそれ以降一切示してないわけです。保険料率が11月に出る、12月に出ると言われながら今だに示されていない、来年1月になるだろうと言われております。しかし、議会で決めるのは市町村であります。3月議会でこの保険税の水準に基づいて、私たちが決めなければならぬわけであります。まさに大きな負担を市民に求める、その議決をここでやるわけでありますから、早期にその点については、数字が明らかになった時点でお示ししていただきたいと思えます。

続いて、こうした大きな引き上げにより、市民の負担は大変なものになりますし、地域の実情を無視するこうした県単位化に日本共産党は反対しております。これは何としても一般会計からの法定外繰入も含めて、地域の実情に合わせた制度設計を維持していただきたいと思うわけであります。

次に、保険税の収納率のことについてお伺いします。今後、保険税が引き上げられることになりますと収納率が大変になると思えますけれども、現在の葛城市の収納率はどの程度でしょうか。

川村副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 保険税の収納率でございます。過去3年でございますけれども、平成28年度の県の平均的な収納率につきましては、93.89%という数字でございます。葛城市の収納率でございますけれども、平成26年から平成28年度の3カ年の平均の収納率では93.85%と、0.04%県の平均率よりは下回っておるわけでございますけれども、平成28年度につきましては94.30%という収納率でございます。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 今おっしゃったように、収納率は目標としてかつかつのところにあるわけですがけれども、今後もしこういうふうにより県単位化によって大きく引き上げられるとなると、当然、収納率も落ちてくる。つまり、払えない人がふえてくるということでもあります。私も担当課に、この10年間でどれくらい滞納者がふえてますかということでお伺いしましたけれども、3年に一度の割合で倍になってふえてきております。ずっと一本調子でふえてきているわけであります。私は、市独自で、これは、奈良県下では広陵町が町独自の減免措置をとっておられるようでありますけれども、私はこうした措置もとっていく必要があるのではないかと考えております。時間がないので、この件については、こうした対策をとっていただきますことをお願い申し上げまして、この質問については以上とさせていただきます。

続きまして、3番目の件ですけど、エアコン導入にかかわりまして、教室内の湿度管理で

ありますけれども、この点につきましては、エアコンというのは空気が乾燥いたしますので、インフルエンザについては、教室内で30度以下に湿度が下がりますと急速に感染が広がるということがありまして、特に冬場には多くのいろんな受験があるわけでありまして。保護者の方も非常に神経質になる時期でありますので、湿度管理が適切になっているかどうかをお聞きしたかったのであります。最初に述べましたとおり、加湿器がなくても適切な湿度の状態であるということがわかりましたので、この点につきましては引き続き私も注意していきたいと思っております。質問については取り下げさせていただきます。

最後の質問になります。子ども医療費の窓口支払いについてお伺いします。奈良県は、現在中学校までの医療費が無料になっております。しかし、一旦窓口で支払って、後でその医療費が戻ってくるという制度になっております。聞くところによりますと、全国でこうした窓口支払いがある都道府県は7つということでありまして。詳しく私もわかってはいたんですけども、あとの多くの都道府県では窓口支払いが行われてない。葛城市は大阪府と接しておりますから、お隣の太子町から葛城市に転居された方がいらっしゃいまして、太子町では窓口支払いがないわけでありまして、それが当たり前だと思って葛城市に転居されてきた方が、お子さんをお医者さんのところに連れていったところ、窓口での支払いを求められて、手元にそれだけのお金がないということで、大変驚きもし、恥ずかしい思いをされたということでありまして。なぜ奈良県には窓口支払いが残っているのでしょうか。お伺いいたします。

川村副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 今、議員ご質問の内容でございます。奈良県も以前は現物回りといいまして、窓口での支払いがなかったという時代がございました。奈良県内の福祉医療につきましては、長く続けられる制度にするためにという形で、なぜ現物回りをなくしたかといいますと、これにつきましては、国民健康保険の福祉医療の現物払いをすることによりまして、国庫負担金の減額調整措置を受けることとなります。このために今まで従来行っていた場合におきましては、奈良県が各市町村の減額調整部分を補てんするという形で、県が補てんしていましたが、この負担が県にとってはかなり大きな負担になるという形で、長く続けるための福祉医療制度という形で窓口払いを一旦していただいて、後から助成金を口座にお支払いするという形の制度にかわったわけでございます。国が平成30年度より、6歳、就学までの方につきましてこの減額措置をなくするという制度がございましたので、これについてただいま検討しておるのが現状でございます。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 ただいまありましたように、奈良県の財政事情によるということでありまして、財政的なペナルティーにつきましては、来年度から国は就学前の子ども医療費の窓口支払いについては、財政的ペナルティーは外すというふうな方針と伺っております。奈良県の対応はどうなるのでしょうか。お聞かせ願えますでしょうか。

川村副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 現在の県と市町村との検討の状況でございます。すべての福祉医療制度においての現物化を図るということではなく、国保の減額措置を外せる就学前までのものについては、市町村と医療機関、それと国保連合会のシステム改修が整えば現物払いにしていこうというふうに進んでおるわけでございます。おおむね平成31年4月を導入予定にして、現在検討を進めておるといのが現状でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 ただいま平成31年4月からの予定だというふうにお伺いしましたけれども、今年度、国の方針を決めてということでもありますから、平成31年度とは余りにも遅い取り組みであろうと思います。確かに国保の県単位化という大変な作業が待っておりますから、こうしたことで取り組みが出来るということかも知れませんが、これはあくまで行政側の理由でありまして、やっぱり市民としては、あるいは県民としては、一日も早いこうした現物支払いを何とかしてほしいと。また、他府県との比較におきましても、本当に住みやすい葛城市をつくっていくためにも、こうした窓口支払い、就学前ということでもありますけれども、一刻も早く小学生卒業まで、中学生卒業までということになるように、この点につきましては、阿古市長におかれましては、奈良県に対してしっかり働きかけをしていただきたいと思えますけれども、阿古市長、いかがでしょうか。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 社会保障制度が悲鳴を上げる中で、国民健康保険の枠組みが市町村から県にかわるということでございます。その手続でいろんなご不安等が、市民の方も初めまして、持っておられます。その解消にまず努めなければならないという考えでございます。今、議員のご指摘の制度は、当然のことながら県に訴えて、強調して進めてまいりたいと思えますが、時間的には、今、部長の方が説明しました平成31年4月というのが現実的な開始日になるのだろうという理解の仕方をしております。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 子ども医療費の問題につきましては、少子化対策ということで国も挙げてこれをやっぺいこうという時代であります。奈良県におきましても、平成31年4月といわず、事務がちゃんと整うことであれば、年度途中でもぜひ実現していただきたいと思えます。

以上をもちまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

川村副議長 谷原一安君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時10分

再 開 午後3時25分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、

一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きくは3点ございます。1つ目は、子育て支援について。2つ目は、市営の合葬式墳墓・納骨堂について。3点目は、がん対策でございます。

詳細は質問席より行います。

吉村議長 内野君。

内野議員 それでは、よろしく願いいたします。

子育て支援についてですが、教育費の心配をせずに、安心して子どもを産み育てることができる。希望すれば誰もが必要な教育を受けられる社会を築く。国づくりの基本は人づくりであり、人への投資が未来を開くとの考えから、幼児教育から大学を含む高等教育までの大胆な教育の無償化の実現を公明党は目指してきました。その結果、つい先日、国は、3歳から5歳児は、所得とは関係なく幼稚園と認可保育園を無償化する方針で、2019年4月から一部実施しますとの閣議決定がなされました。幼児教育の無償化について、公明党は2006年、重点政策として掲げ、一貫して主張をしてきました。2014年度以降、幼児教育無償化の範囲が段階的に拡大をされました。教育費の負担は少子化を招く最大の原因の1つになっていますが、2015年には全国の18歳以上50歳未満の既婚女性を対象に、国立社会保障・人口問題研究所が調査をしました。子どもの数が理想を下回る理由として、子育てや教育にお金がかかり過ぎる、が56.3%と最も多く、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。全ての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障することが重要であります。

本市においては、今年度より公立幼稚園の3年保育の実施になり、お母さん方からの喜びの声もお聞きをいたしております。私が子育てをしていたころは、公立幼稚園は就学前の1年保育でしかありませんでした。確かに私学はお金もかかります。保護者に頼り切りの状態から周囲への興味やつながりが広がり、集団生活の中で教育を受けた方がいいとの思いから、1年間私学の幼稚園に通わせました。そこで、現在の私立幼稚園についてですが、私立幼稚園では就園奨励費の補助を行っていますが、その制度の内容と本市の現状についてお伺いをいたします。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしく願いいたします。

ご質問の、私立幼稚園の就園奨励費についてでございますが、就園奨励費につきましては、幼稚園教育の普及、充実を図り、その振興に資するため、私立幼稚園の設置者に対し、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付します。市内に在住し、当該年度の市町村民税所得割が非課税となる世帯、当該年度の市町村民税が非課税となる世帯、生活保護法の規定による保護を受けている世帯、いずれかに該当する世帯に属する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対して、設置者が入園料及び保育料を減額または免除する場合に、当該設置者に対し補助金を交付するものでございます。申請につきましては、例年6月に案内を配布し、申請をいただいております。

葛城市内の状況でございますが、葛城市在住の私立幼稚園在籍園児数の過去3年間の推移でございますが、平成27年度では、在園児数79名、3歳から5歳までの年齢別人口に占める

割合でございますが、1,128人のうちの7.00%ということでございます。平成28年度では82名、同じく1,168人のうちの7.02%でございます。平成29年度では58名、同じく1,145人のうちの5.06%でございます。近隣の状況でございますが、非課税世帯においての比較をさせていただきますと、大和高田市が3万9,600円、香芝市が15万9,300円、御所市が22万円、葛城市が2万円。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 今、部長から、答弁と近隣市町村の非課税世帯の補助金等の金額等も聞かせていただきました。私も今、行かれてる人数を聞かせていただいて、結構な人数の方が私学の幼稚園に通われているのやなど、そういうふうに思いました。それで、近隣市町村なんですけれども、私の方でも調べさせていただいたんですけれども、広陵町が町内に私立の幼稚園はございません。ということで、葛城市と同じ状況なんですけれども、その中で幼稚園の就園奨励費の補助率を見させていただいたんですけれども、今、葛城市は非課税世帯2万円とおっしゃっていただきましたが、広陵町では12万円を支給されております。そしてまた、就園奨励費の内訳なんですけれども、所得割課税額が年収360万円、そしてまた680万円、そして、多子世帯で所得制限、第2子と第3子というふうに、このように配分がありまして、その中で今、広陵町の360万円までは6万円、そして680万円までは4万8,000円、そして、幼稚園も年子も行かれたら2人やらないといけないということもあって、2子で4万8,000円、また3子で8万4,000円という高い補助の状況を見たときに、本当に葛城市も一度見直していただきたいと、そのように思いました。それと、私学に行かれてるお母さん方が、ここは私学となれば私立は葛城市にないので他市に行かれるんですけども、いろんな方面の方が来られてたら、やはりそういうような話になってしまうんです。そのときに葛城市だけどうしても低いということ、やっぱりそういうふうなお声をたくさんいただきますので、どうか一度奨励費の見直しをしていただきたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 葛城市におきまして、公立幼稚園は3歳児においても入園できる状態にございまして、また、待機児童もなく充足している状況でございます。しかし、私立幼稚園においても補完する役割がございますので、奨励費の見直しについては考えてまいる所存でございます。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 3歳から5歳児、幼児教育の無償化までの間、私立幼稚園の就園奨励費の一日も早い実施を切に希望申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

続いて、学童保育について少し質問をさせていただきます。仕事や傷病などの理由により、昼間保護する者が家庭にいない小学校1年生から6年生まで、放課後や夏休みに預かっただけの学童保育ですが、私は、葛城市の学童保育は待機児童もなく、また、お安く、お母様からは高く評価をされております。また、今後は更に女性の社会進出や共働き家庭の増加、核家族化、子どもを自宅に1人で留守番をさせると何かと不安がつきものです。学童保育だ

と安全に過ごせるとの保護者の希望から、今後も増加の一途をたどることが予想されるのではないかと思います。

まず1点目ですが、学童保育の現状と課題についてお尋ねをいたします。

吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽です。どうぞよろしくお願ひいたします。

学童保育のご質問でございます。現在、葛城市において実施している学童保育ですが、おっしゃるように核家族化や女性の社会進出で働く保護者が増加したことにより、ここ数年の申込者数は、平成27年度では592名、平成28年度は688名、平成29年度には690名と増加傾向にあります。学童保育がふえたことにより、利用する学童児童にとって学童保育所が手狭となっているのが現状でございます。これらの現状を踏まえ、平成28年度には新庄北小学校区学童保育所を創設し、さらに、磐城小学校区学童保育所創設に向け、現在実施設計の段階でございます。他の学童保育所にあっても、小学校の施設などを借りるなどして学童保育児童を受け入れているというところでございます。また、たくさんの学童児童を受け入れることで学童指導員の増員も必要となりますし、小学校施設を利用することにより学童保育が分散するため、より多くの学童指導員が必要となり、学童指導員の確保についても課題となっております。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 ただいま部長より学童保育のさまざまな課題をお聞きさせていただきました。まず、児童がふえてきて手狭になってきている。それと、学童保育の指導員の確保がなかなか大変だという現状と課題を聞かせてもらいましたが、現在の学童保育所の利用状況についてお伺いをしたいと思います。

吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

利用状況ということで、10月の平均利用人数でございますが、新庄小学校区学童保育所では120名、新庄北小学校区学童保育所では49名、忍海小学校区学童保育所では55名、磐城小学校区学童保育所は86名、當麻小学校区学童保育所では54名となっております。あくまで平均人数でございますので、その日により利用人数の増減はございますので、利用人数に応じた指導員等のシフトを組んで対応しております。しかしながら、年々利用人数の増加が見られ、今後も更に需要がふえていくというふうに考えております。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 今、人数を聞かせていただいたんですけども、平均だということで、全て定数以内でおさまっているという感じの中で、1カ月の学童の中で定員をオーバーする日も多々あると思います。1カ月のデータを私は見させていただいたんですけども、例えば忍海学童保育では72人とか65人とか、そういうふうな日にちも多々あることも確認をさせていただきました。私がそんな中で一番、今回学童保育の中で言いたいことは、先ほどから部長は、手狭になっ

てきて人数もふえてくるということを言われてたその中で、やはり児童たちの危機管理、安全面が非常に懸念をいたすところなんですけれども、例えば、学童保育の保育時間の中で安全面が本当に心配になってきますが、危機管理体制も気になる中で、学童保育の出入り口が1つしかないところもございます。また、何かあったときに避難をするというときに、出入り口が1つしかなかったら本当に大変な状況になるのではないかとも思いますので、危機管理体制について伺いたい。また、避難所マニュアルなども作成をされているのか。そしてまた、避難訓練などもされているのか、そういうようなところをお聞かせいただけますでしょうか。

吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 特に危機管理についてということで説明させていただきます。まず、今ご質問ありましたように、出入り口が1つしかないところで、新庄小学校区と忍海小学校区の学童保育所は、確かに出入り口が1つしかございません。建築面では、学童保育の設置運営基準を定めた、放課後児童クラブガイドラインというのがあるんですけども、そのガイドライン上では特に問題ないというふうに考えられています。

それと、危機管理全体についてでございますが、学童保育所では、火災、地震時による避難対応や不審者侵入等による対応等の避難マニュアルというのは作成しております。年に2回程度避難訓練の実施を指導していますが、実は定期的に避難訓練ができてない学童保育所もございまして、今後は火災、地震等が起きた場合を想定して避難マニュアルに従い、全ての学童保育所で迅速な対応ができるように学童指導員を指導してまいりたいというふうに考えております。

それと、特に先ほど出入り口が1つということで、忍海小学校区の学童保育所の避難場所につきましては小学校駐車場となっておりますが、特に土曜日とか、それから長期休暇とかにつきましては、小学校の通用門が施錠されているため、駐車場側に出れなくて、現実には川沿いに避難することになっております。避難マニュアルにございます駐車場や運動場に避難できるように、今後、学童保育のフェンスに出入り口をつけるなどして対応策を検討したいというふうに考えております。

それとまた、防犯対策としましては、開設時間内の施錠や帰宅時における児童と保護者のそれぞれの確認を必ずしておりますが、今後も更に徹底して続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。避難マニュアルもできていて、今後、避難訓練も年2回していただける。そしてまた、忍海学童の校舎内に何かあったときに避難場所に行ける出入口をフェンスに設けるとのご答弁でございました。ありがとうございます。

そして、定数を超える日があると先ほども言わせていただいていたんですけども、例えば、定数が余りにも超えた場合は、安全面や危機管理の面からも小学校の施設を借りて行ってはどうかと思います。

また、保護者との相談やその対応についても学校との連携や、学童指導員と学校の先生との連携が必要であると思います。

近隣市町村を見させていただいたんですけれども、香芝市、大和高田市は、学童保育が教育委員会部局の方にございます。橿原市も来年4月から教育委員会部局の方に置くとのことをお聞きいたしました。私は学童保育を担当していただく部局を教育委員会部局に移動していただく検討の余地があるかと思うんですけれども、市長のご見解をお聞かせいただけたらと思います。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 ご指摘ありがとうございます。子どもたちに関係する部分というのは、教育委員会、福祉部門、いろんな多岐にわたっております。それをある種整理を今するように指示しています。といいますのが、こども・若者サポートセンターを設置しておりますので、ですから、そちらの方に集約できるのかどうかも含めて、今指示をしている最中でございます。議員ご指摘のとおり、いかに連携をとってやるかということが非常に大切なことでございますので、一番連携がとりやすいやり方はどういうやり方なのかということを探し、段取りをしている最中でございます。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 それでは、学童で定員の数があふれた場合などは、学校の施設をお借りすることはいかがでしょうか。市長、よろしくをお願いします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 空き教室の数字自身は、各学校によって多分違うと思うんです。ただ、児童の数が非常に今現在多うございまして、空き教室ということをお求めますと、葛城市では非常に難しい現状がございます。当然、特別教室等ございますので、その中で各小学校の状況というのはばらつきはありますけれども、一般的な話として理解しておりますのは、非常に空き教室が少ないということでございますので、学童保育については、空き教室の利用というのを新たにそこに求めるということは、非常に困難かなという理解の仕方をしております。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 わかりました。今回は主に危機管理と安全面ということでお伺いをいたしました。今後、先ほども言った教育委員会部局の方にも検討の余地があるというふうに理解をさせていただいて、この質問は終わらせていただきます。

では次に、最近よく相談をされますことに、最後の居場所、つまりお墓のことがあります。そこで、今回2つ目の質問で、合葬式墳墓と納骨堂について質問させていただきます。お墓をつくっても守ってくれる人がいない。生活が困窮して、お墓を建てる費用がない。こんな話がめっきりふえたように思います。葛城市も奈良県下を見渡せる山麓公園内に、景色もすばらしい霊苑がございます。現在の市営霊苑の利用状況をお聞かせください。

吉村議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。ただいまの議員のご質問でございます。

葛城市霊苑につきましては、昭和62年度に開設し、平成21年度に畳2枚分の中間タイプの大きさでございますB区画換算で420区画の拡張工事を行いました。募集につきましても隔年で行っていましたが、平成27年度からは毎年6月ごろに行っております。公募の実績につきましては、区画の大きさを問わず、平成27年度が40件、平成28年度が9件、平成29年度が9件でございます。本年11月末現在で1,313区画のご利用をいただき、残りにつきましては、B区画換算で284区画残っているのが現状でございます。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 それでは、葛城市での墓地の返還状況をお尋ねいたします。

吉村議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 墓地の返還の状況でございます。これにつきましては、葛城市霊苑条例第18条の規定の取扱いでございます。不要になった場合につきましては、その場所を現状に復し返還されるものでございます。近年の返還の状況でございますけれども、平成28年度は使用されてる墓地が3件、未使用が7件、合計で10件でございます。平成29年度11月末までの状況でございます。使用が2件、未使用が14件、合計16件の返還でございます。返還の理由でございますけれども、2年間26件の内訳でございます。子どもや相続人がいなくなったので墓じまいをするというのが6件、転出や遠方に在住が決まり戻れなくなったというのが6件、将来利用する予定で購入したが不要になったというのが13件、歩行が困難となりお参りに行けないというのが1件というような状況でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 今、購入と返還の状況をお聞きさせていただきました。今ご答弁の中で、返還の方が多くなっているように思いましたが、平成27年度から毎年になったので、3年間ということで非常に購入される方が40件ということでございましたが、平成28年度購入が9件、また返還が10件ということで、平成29年度は11月末で、購入が9件、返還が16件と、実際、今数字だけを見た中で、返還される方が多いのが現状だと思いました。今後、日本の社会の様相が大きく変わり、少子高齢化が進み、また核家族化も進んでいます。高齢者独居世帯は増加の一途をたどり、その中には身寄りのない方、また何らかの事情で親族の協力を得にくい方、また突発的な事態が起きたときのことなど、将来に不安を抱える方々が少なからずおられるように思います。安心して人生の最期を迎えるために、少し聞かせていただきますが、身寄りのない方々がお亡くなりになった場合の対応についてもお聞かせください。

吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。ただいまの質問でございます。

身寄りのない方が亡くなられた場合の対応についてということで、身寄りのない方等がお亡くなりになられた場合の対応ですが、大きく分けて2通りのケースがございます。1つは、例えば山中等で遺体が発見され、全く身元がわからない、いわゆる行旅死亡人であるケース、

もう1つが、身元はわかっているが身寄りがないというケースでございます。その場合、前者は、行旅病人及行旅死亡人取扱法、後者は、墓地埋葬等に関する法律、これによって手続を行うこととなり、それぞれ葬祭は市町村長が執行しなければならないと定められています。

近年、市内で身寄りがない方等で亡くなられた人数は、平成27年度で身寄りがない方で1人、平成28年度は実績がなく、平成29年度には、11月末現在で身元不明が1人、身寄りがない方で2人という実績がございます。

行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地埋葬等に関する法律により、後の官報公告の有無など事務手続上は異なりますが、ともに葬儀業者さんにかかわっていただいた上で市が火葬し、遺骨は本市が一時預かった後に、葬儀業者に6カ月程度の保管、そして納骨についてお願いしているのが現状でございます。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 身元がわからない、身寄りがないなど、市の方で葬っていただけるということでお聞きさせていただきましたが、私は先日、橿原市の香久山墓園の中にある合葬墳墓に視察に行かせていただきました。そこでいろいろとお話を聞かせていただいたんですけども、身寄りのない方、また、今お話のあった身元がわからない方も合葬墳墓の方で手厚く葬っておられるお話も聞かせていただきました。そこで、葛城市においても市営の納骨堂、また合葬墳墓についてのお考え、その辺のことをお聞かせいただけたらと思います。

吉村議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。

内野議員お尋ねの件でございますけれども、先ほど葛城霊苑のお話もしました、一般墓地形式ではなく、1つの大きなお墓に多数の遺骨と一緒に埋葬、合葬するお墓のことをお尋ねだと思えます。私の方で調べましたところ、県内では橿原市と奈良市の2市が整備をされております。橿原市は香久山墓園に鉄筋コンクリート造で平成24年に設置されており、骨壺に名前をつけて棚に保管する個別安置室という部分と、今、議員おっしゃったように遺骨を合祀する地下合葬室ということで、合わせて7,000人分を収容できるとのことでございます。現在の利用率でございますと、個別安置の方が約250人、合葬の方が630人と利用されており、年間で100人程度の申し込みがあるようでございます。

一方、奈良市の方でございますけれども、納骨堂として昭和43年に寺山霊苑内に鉄筋コンクリート造で設置されております。こちらの方は納骨容器に名前をつけて、棚に300人から400人分保管できるという形態だそうでございます。現在の収容人数につきましては100人未満だということで、本年度の利用もゼロということでございます。

今回ご質問いただきました合葬式墳墓につきましては、勉強させていただきました。お墓の継承の心配や墓石を建てる必要もないと、利点もかなりあるようでございます。今後必要とされる可能性があるというふうに考えました。これまで市民の方から、特に合葬や合祀についての問い合わせをいただいたことはございません。引き続き、近隣都市、他府県の状況を研究してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。先ほども申したんですけれども、樫原市香久山の合葬墳墓の方に行かせていただいて、ここでお話を聞かせていただいたことで、先ほども言われたとおり、10年間は個別に安置をした後に地下の合葬室に納めるということです。お墓の継承もなく、生前に申し込めるということで、このような選択肢もあっていいのではないかと、そのようにお話を聞かせていただいて思いました。市の方には何もその話は聞いてないと部長はおっしゃってたんですけれども、私の方には何人かの方が、市に納骨堂の設置をしてほしいというような要望も、最近特にお声を聞かせていただくんですけれども、日本社会の様相が本当に変わってまいりました。核家族化が進み、その時代背景のもと、高齢者独居世帯も増加の一面をたどっており、その中には身寄りのない方、また何らかの事情で親族の協力を得にくい方、突発的な事態が起きたときのことなど、将来の不安を抱える方々が少なからずおられるように思います。私たちもいつかは人生の終わりを迎えるわけでございます。山麓公園の墓地周辺に低料金で利用しやすい市営の納骨堂や合葬墳墓などを建設するお考えはないでしょうか。市長にお尋ねをいたします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 今、議員の質問をずっと聞かせていただいて、部長の答弁を確認しながら聞いておりました。この種の議論というのは、私にとっては実は初めての議論でございます。実は、十数年の行政にかかわる仕事をさせていただいておまして、お聞きした内容は初めてなものですから、これは一つ研究するに値する課題だという理解の仕方をしております。しばらくの時間、これは市民の方々の要望もございまして、そのあり方についてしばらく研究の期間をいただけたらと思います。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 研究していただけるということで、本当にありがとうございました。

それでは、大きく3つ目の質問ですが、がん対策についてでございます。胃がんの最大の原因とされる胃粘膜に炎症を引き起こすピロリ菌は、胃酸の分泌が十分でない子どものころ井戸水を飲むなどして感染する人が多く、上下水道が整備された時代に育った世代は、井戸水を飲む機会は少ないけれども、乳幼児期に親から経口感染するケースが多いと言われております。ピロリ菌に感染すると成人になっても菌が胃の粘膜にとどまり続け、ピロリ菌を早期発見して治療することで胃がんのリスクを防ごうと、今年度ピロリ菌検査の導入を行っていただきました。本当に市民にとって、皆さんからいろんなお声をいただきまして、ピロリ菌の検査をしました。陽性やっただけでも病院に行った方がいいかなというような相談を受けてきて、すぐに行って、胃カメラ、内視鏡で検査して除菌してくださいというふうにお答えもさせていただくんですけれども、本当に今回、春と秋に集団検診で取り入れていただいたピロリ菌検査なんですけれども、ピロリ菌検査の状況についてお伺いをいたします。

吉村議長 巽保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部長の異でございます。

ただいまのご質問でございますが、ピロリ菌検査の状況ということで、まず、奈良県内でピロリ菌検査を実施している市町村というのはまだわずかで、対象年齢も40歳からという状況の中、先ほどご紹介していただきましたように、葛城市では今年度から19歳から70歳未満の方を対象に、年2回、集団検診のときに検便によるピロリ菌検査というのを実施いたしました。前期集団検診の受診者数は374名、このうち陽性者は94名でした。前期集団検診の結果ですが、陽性者率は約25%で、4人に1人の方が保菌者ということになりました。後期集団検診の結果はまだ出ておりませんが、受診者数は443名で、前期、後期合わせて、今年度は817名の方にピロリ菌検査を受診していただきました。今年度より初めて実施ということで、受診者の関心も高かったせいもあるかもわかりませんが、今後もピロリ菌検査は継続して続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 今、結果を聞かせていただいて、60歳以上の方がたくさんお受けになったのかなと思えました。4人に1人ということで、結構な陽性の方がおられたというふうに、今の結果を聞かせていただいて思いました。また、今、部長の方から、今後も検査の継続をしていただけるということで、大変うれしく思いました。本当に一人でも多くの方が受診していただけるように、受診勧奨にも努めていただきたいと思います。私は、除菌をしたからといって安心するのではなく、毎年やはり健康診断、またがん検診は受けておくべきだと思います。

そして次に、私は、市内の中学生にピロリ菌の抗体検査と除菌までの実施をしていただきたいと思います。それはなぜかと申しますと、中学生で検査を実施しますと、将来の子どもの感染も防ぐことができ、また、将来の胃がんや胃炎を予防でき、さらに、将来の自分の子どもへの感染が予防できるためです。ピロリ菌がいた場合、胃の健康のため早めに除菌することが大事であると思います。今、全国的にも中学生を対象に実施されているところもふえつつあります。例えば、大阪の高槻市では平成26年度から胃がん対策充実のため、中学2年生を対象にピロリ菌の抗体検査と除菌を無料で行っております。また、平成27年度に高槻市のピロリ菌検査を受けた中学2年生は2,111名でした。そのうち49人の方が感染をされておりましたが、市の制度を利用して除菌をした人のほとんどが除菌に成功されたそうでございます。また、高槻市以外にも佐賀県、また北海道日高町、秋田県にかほ市、由利本荘市、山形県村山市、兵庫県篠山市、岡山県真庭市などが実施をされているそうでございます。

本市におかれましても、中学生を対象としてピロリ菌の抗体検査と除菌までをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

吉村議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 中学生にピロリ菌検査まで広げたらどうやというご意見でございますが、葛城市も今年度からようやく19歳からということで始めさせていただいたところでございます。ピロリ菌検査による胃粘膜の萎縮というのは、感染期間が長いほど進むため、できるだけ早い時期に除菌するのが確かに望ましいということと言われています。しかし、他のがん検診と

違い、国から推奨、指針も示されていないため、県内の自治体におきましても中学生にピロリ菌検査の例もなく、自分の意思で選択が困難な中学生とその保護者にピロリ菌検査の重要性を理解させなければならないことに加え、除菌のデメリットとして下痢や味覚障害の副作用もあり、成人であっても実際に除菌治療した陽性者のうち、2%から5%ぐらいは除菌を中止しているという現状がございます。

国立がん研究センターの見解としても、除菌する人がふえれば確率的に重い副作用が発生する可能性もあり、感染してるが無症状の健康な中学生への積極的な除菌が、無用な害を与える恐れもあるという懸念もございます。ピロリ菌検査を実施している他の自治体では、40歳以上を対象に実施しているケースが多い中、先ほども申し上げましたように、葛城市では19才からピロリ菌検査を実施していますので、中学生の間にピロリ菌も含めたがん検診の重要性を認識していただけるよう健康教育及び啓発に努めて、今後の受診につながるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 今、さまざまなデメリットについても聞かせていただいたんですけども、世界保健機構WHOが2014年に胃がんの8割がピロリ菌感染が原因とみなされるとし、各国に除菌などの対策の検討を進める報告書を発表しました。日本ヘリコバクター学会では、今夏7年ぶりに改正したガイドラインの中で、中学生以降では早期の除菌が望ましいとの提言も出されております。先ほど部長の方から、本市は19才からしているということは、本当に若い年齢から実施をしていただいているところは他市にはございません。本当にこれは非常に評価をさせていただくところでございます。でも、果たして中学生が19歳になってピロリ菌検査を行うかといったら、いかがかなとそういうふうに思うのであります。中学校で実施をした場合は、中学校のお子さんが全員とは言わないかもしれませんが、受けれるというメリットがあると思いますので、ぜひ導入をお願いしたいと、要望にとどめさせていただきます。

最後に、がん教育についてお伺いをしたいと思います。がんに対する正しい知識と命の大切さの理解を深めるために、小・中学校へのがん教育の現状と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。まず、福祉部長にお伺いをいたします。

吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 小・中学生のがん教育の現状ということでご説明申し上げます。現在、健康増進課の方でございますが、喫煙対策推進パートナーとともに市内の5小学校に出向き、6年生、うち1校は5年生なんですけども、対象にたばこの害に関する防煙教室を行っているところでございます。たばこの害についてクイズとビデオ教材で学んだ後、ボランティアによる寸劇を通して学習内容を復習させ、たばこはがんになるリスクが大変高いこと、将来2人に1人はがんにかかるとして、がん検診で早期発見することが大切であることを意識づけさせ、家族にもがん検診を勧めてもらうように啓発しているところでございます。

また、中学校におきましては、両中学校1年生を対象に、学校に出向き、たばこの害、がんとたばこについてパワーポイントを用いて、約50分の健康教育をさせていただいております。

ころでございます。この取り組みは、葛城市健康増進計画「きらり葛城21」の喫煙部会の取り組みの一環でもありますので、今後も継続していく予定をしております。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 それでは、がんに対する正しい知識と、先ほども命の大切さの理解を深めるための小・中学校でのがん教育の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお伺いいたします。

私の方からは、学校の方での取り組みについて述べさせていただきます。国におきましては、がん対策基本法により、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、このたび平成29年度から平成34年までの第3期がん対策推進基本計画を閣議決定され、がん教育の充実を個別目標にされたところでございます。県においても、がんの教育は第2期奈良県がん対策推進計画にがんの教育普及啓発として位置づけられており、学校におけるがん教育の取り組みを検討し、中学校、高等学校においては、保健体育及び保健の授業の中での展開を推進してこられました。本年度は小学校高学年を対象としたがんの教育を推進することを目的として、がん教育というリーフレットを作成し、県内公立小学校5年、6年生に配布されたところでございます。

葛城市では、小学校高学年にがんの教育、小学生用リーフレットを配布するとともに、第6学年を対象とした保健体育の中の生活習慣病において、がんについてふれたところでございます。中学校では、奈良県教育委員会から出されているリーフレットを使い、保健体育の中で生活習慣病の予防、喫煙の害と健康、飲酒の害と健康、3大死因等を学習しています。今後、次期中学校学習指導要領、保健体育の中ではございますが、がんに関する内容を取扱うことになっており、県教育委員会作成のリーフレットとともに、これらの資料、また外部講師を活用してがん教育を推進していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 県からのリーフレットを配布し、またそれをもとに勉強していくということでございました。私は先日、子ども向けの新聞記事を読ませていただいて、そのタイトルに「がんってどんな病気なの」という見出しがあったんですけども、そこに東京女子医科大学、林和彦がんセンター長の記事が掲載をされておりました。林教授は、2013年から学校でのがん教育を開始され、子どもたちはがんについて素直に受けとめ、正しく理解し、感想を聞くと、単に病気になるだけでなく、家族や身近な人を大切に思いやる心も育むことができているのだと、このように書かれておりました。

最後に、教育長にがん教育の今後の取り組みについてお伺いをいたします。

吉村議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。内野議員の質問にお答えさせていただきます。

がん教育といえますのは、がん教育のあり方に関する検討会というところの資料を読みま

すと、がんをほかの疾病等と区別して特別に扱うことが目的ではなく、がんを扱うことを通して、ほかのさまざまな疾病の予防や望ましい生活習慣の確立等も含めた健康教育そのものの充実を図るものでなければならないということになっております。特に小学校の方は、平成32年の完全実施を踏まえた学習指導要領の現在移行期間でもあるわけですが、この間に小学校の教諭等にしっかりこの辺の勉強をしていただいて、更にこういうふうなことを進めていきたいというふうに思います。その際の注意事項なんですけれども、各教科の、先ほど部長の説明の中で、中学校等だったら保健体育とか保健の時間ということがありましたけれども、小学校の指導要領の総則を読みますと、「学校における体育、健康に関する指導を学校の教育活動全体を通して適切に行うことにより」という文言が入っておりますので、ある1つの教科等に定めることなく、健康教育を進める中でがんに対する正しい知識とか、それから健康と命の大切さというものについて考えさせていきたいというふうに考えております。

ありがたいことに、先ほど保健福祉部長からの話もありましたけれども、健康増進課の方で各小学校に喫煙予防に、これはもう相当前から来ていただいております。こういう方の利用もしながら、葛城市のがん教育の方を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

吉村議長 内野君。

内野議員 教育長からも本当のがん教育について詳しくお話を伺いました。がん教育を通して、一人でも多くの方が幸せに暮らせる葛城市を築いていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

吉村議長 内野悦子君の発言を終結いたします。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。なお、明日13日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時21分